

## 第4章 文化財の保存・活用に関する将来像と基本方針

### 第1節 目指すべき将来像

宮津市は、日本を代表する景勝地・天橋立を擁するとともに、古代国府、中世守護所、近世城下町という歴史都市が連続して展開し、丹後における政治・経済の中心地として豊かな歴史文化を紡いできました。また、日本海に面した津々浦々や、丹後半島の山々には、特色ある漁村、山村が展開し、自然環境に適応した生活が営まれています。こうした歴史文化の特徴は、数多くの文化財や景観に刻みこまれ、地域の人々の努力によって、伝統的な祭礼芸能や年中行事とともに大切に受け継がれてきました。

近年、日本の地域開発は、社会資本が量的に充足する中で、その質的な充実－美しい自然との調和を図った社会資本の整備－が提起され（国土交通省『美しい国づくり政策大綱』）、まちの個性に根ざした「景観まちづくり」が推進されています。また、「観光まちづくり」と呼ばれる観光による地域振興も、画一的な国土開発に対抗した「景観保存型まちづくり」や「景観まちづくり」に源流をもち、その成果は行政と地域住民が一体となり、長い年月をかけて育んできたものです。

こうした地域開発や社会資本の質的な充実（「景観まちづくり」）、市民協働を基盤とした観光による地域振興（「観光まちづくり」）を進める上で、地域の個性を物語る歴史文化や文化財、景観、町並みなどが注目を集めています。また、農業や漁業などの振興においても、「景観まちづくり」や「観光まちづくり」で蓄積された地域デザインの手法が活用され、地域に新たな活力を生み出そうとしています。

まさに宮津市は、美しい海と山が織りなす自然環境に恵まれ、豊かな歴史や文化を紡ぎ出してきたまちであり、すでに「景観まちづくり」や「観光まちづくり」の取り組みもスタートしています。こうした「まちづくり」を推進する上で、地域の歴史文化や文化財、美しい景観や町並みは重要な地域資源であり、その適切な保存・活用を図ることで魅力ある地域社会の創造を目指します。

また、こうした地域社会の構築や、文化財の保存・活用の推進には、宮津市民の皆様がその担い手として活躍できる環境が不可欠です。幅広い世代が、地域の歴史文化に触れ、学び、知り、楽しむ機会を創出し、宮津市や地域のすばらしさを、自信と誇りを持って伝えられる心豊かなまちを目指します。

以上の目指すべき将来像を、本地域計画では次の基本理念で表現します。

#### ◇基本理念◇

橋でつなごう 宮津の過去・現在・未来（仮）

## 第2節 文化財の保存・活用の枠組み

### 1 文化財の保存・活用の考え方

#### (1) 全体的な考え方

文化財保護法は、法律の目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする（第1条）」とし、文化財保護の両輪として保存と活用をあげています。

文化財の保存・活用は、相互に効果を与えあうことで、文化財の継承につながっていくもので、両者を単純な二項対立でとらえるべきではありません。例えば、保存状況が良好でない文化財の活用は、修理などの保存措置が前提となり、保存と活用は表裏一体の関係にあります。保存に悪影響をおよぼす活用があってはならない一方で、適切な活用により文化財の大切さを多くの人々に伝え、担い手の輪を広げることで、文化財の次世代への継承が達成できると考えます。

また、文化財の保存・活用の好循環を作り出すことで、そこに生まれる社会的、経済的な価値を地域の維持発展に役立て、文化財の保存や新たな文化創生に還元する視点が求められています。まさに、文化財の保存・活用の両輪は、歴史文化に根ざした「まちづくり」を進める上でも欠かせないものです。

表 15 文化財の種類と保存・活用

	保存（管理・継承・修理・修景）	活用（普及啓発、整備、公開）
有形文化財 （建造物）	一定周期で修理が必要。伝統技術による修理が原則で、経験豊かな職人が必要。	広く公開し、修理事源の確保のため寄付金等を募る方法も有効。
有形文化財 （美術工芸品）	脆弱な素材が多く適切な管理が必要。経年劣化による修理には、伝統技術や学術的根拠に基づく高い技能が必要。	公開が劣化や損傷の原因になることがあり、文化庁の指針に基づき適切な公開が必要。
有形民俗文化財	保管施設の確保が課題。使用形態やその痕跡に注意して修理。	失われた生活様式を伝えるよう、広い公開が重要。
無形民俗文化財	地域コミュニティにより継承され、自主性を失わないことが重要。	信仰や日常生活に留意し、観光等の活用には検討が必要。
記念物 （史跡・名勝）	種類や性格に応じた適切な手法により、保存管理が必要。	公園整備などによる公開が可能。仮想体験（VR・AR）やユニークメニューも有効。
記念物 （天然記念物）	周辺環境の変化に注意が必要。	
文化的景観	重要な構成要素の修景を、生活生業を感じさせるよう実施。伝統技術による修理が原則。	緩やかな変化が容認されており、本質的な価値を維持しつつ、まちづくりや地域振興に資する修景が可能。
埋蔵文化財	開発にともなう緊急発掘や、範囲内容確認調査を行い、重要な遺跡や出土品は史跡や有形文化財（考古資料）に指定。	現地説明会や講演会、展示、パンフレットなどで普及啓発を実施。

※「京都府大綱」を参照して作成。

## (2) 文化財の種類と考え方

文化財の種類や性格は多様です〔序章、第2章〕。紙、絹、木材などを素材とし、細心の注意が必要となる脆弱な文化財が存在する一方で、社会の中で適切に活用することで継承が可能となる文化財も存在します。文化財は一度壊れてしまえば永遠に失われてしまうため、それぞれの特性や脆弱性について正しい認識をもち、適切な取扱いをすることが必要です。文化財の種類に沿って、保存・活用の考え方を示します(表15)。

## 2 文化財の保存・活用の循環

文化財の保存・活用の好循環を作り出すために、「調査」、「保存・継承」、「価値の共有・人材育成」、「公開・発信」のサイクルが重要となります(図134)。

### (1) 調査

文化財の価値を正確に明らかにする作業です。保存・活用の方針や措置を考えていく上でも要となるものです。文化庁、京都府教育委員会、宮津市教育委員会を中心に行われ、大学など多くの専門家の協力をえて進められています。

多くの地域住民が「調査」に参加する機会を増やすことで、「価値の共有」が深まり、文化財の保存・活用を担う「人材育成」にもつながると考えます。

### (2) 保存・継承

指定、登録、選定等文化財、未指定文化財に関わらず、文化財を未来へ継承することが求められます。調査により価値が明らかとなった文化財は、国、府、市の指定、登録、選定等文化財として指定、登録、選定等が行われ、現状変更の許可申請や届出を通じて「保存」の措置が講じられます。また、指定、登録、選定等文化財の適切な維持管理や活用のために、修理、修景、災害復旧、整備など行われます。

文化財の「保存・継承」は、所有者や地域住民の文化財に対する理解や、これを守り、伝えていくという気持ちが前提となります。また、文化財の指定、登録、選定等には所有

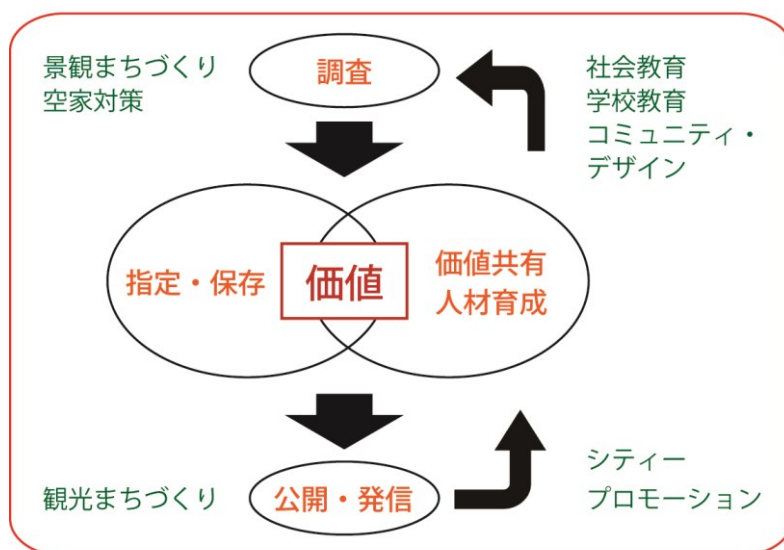


図 134 文化財の保存・活用の循環

者や地域住民の同意が必要で、こうした合意形成のプロセスは後述する「価値の共有」とも深く関連します。

さらに、有形文化財（建造物）や文化的景観の修理、修景は、文化財を未来につなぐ「保存・継承」の側面と同時に、文化財を維持するために経済的な持続可能性を考慮する必要があり、活用の側面が重要な位置を占めます。特に、文化的景観の修景は、緩やかな変化が容認されており、本質的な価値の維持に留意しつつ、まちづくりや地域振興に資することが期待されるものです。

### （３）価値の共有・人材育成

文化財を「保存・継承」するためには、「調査」により明らかとなった文化財の価値や魅力を、多くの所有者や地域住民が知り、理解し、「価値の共有」の輪を広げることが不可欠です。

社会教育、学校教育や講演会などの文化財の活用を通じて、地域住民が文化財を身近に感じ、ふるさとへの理解を深めることで、文化財の保存・活用を担う「人材育成」につながることが期待されています。また、ガイドなどで活躍する人材の育成は、後述する「発信」とも深く関連します。

### （４）公開・発信

多くの地域住民に共有された文化財の価値や魅力を、外部に向けて「公開・発信」することが求められます。また、観光や産業分野と連携して、地域経済の活性化や文化財保護の基盤となる地域コミュニティの維持に資することが期待されています。「価値の共有・人材育成」と連続して「公開・発信」を行うことで、効率的な事業の実施が可能となり、外部からの評価を通じて、地域への誇りが高まるという好循環も期待されます。

## 3 小結

以上のように、文化財の保存・活用の循環は必ずしも明確に区分できるものではなく、文化財の保存・活用の推進は、各サイクルの切れ目ない連続性が求められます。また、「保存・継承」は景観まちづくりや空家対策などと、「価値の共有・人材育成」は社会教育、学校教育、コミュニティ・デザインなどと、「公開・発信」は観光まちづくりやシティープロモーションなどと密接に関連します。

各サイクルの実施には、行政内部における部署間の連携や、自治会、地域会議、地区公民館、学校や市民団体など地域住民との協力が不可欠であり、担い手の明確化や推進体制の構築が、本地域計画を実現するポイントとなります〔第8章〕。

最後に、事業を推進する過程で、文化財の新しい価値が見出されることもあり、文化財の保存・活用の循環を繰り返すことで、地域の歴史文化が、より豊かになると考えます。

## 第3節 文化財の保存・活用の基本方針

本地域計画では、宮津市が目指す将来像を達成するために、文化財の保存・活用のサイクルに基づいて、以下のとおり文化財の保存・活用の基本方針を設定します。

なお、「地域の宝」とは、指定、登録、選定等文化財、未指定文化財のほか、豊かな自然環境や食文化、伝承地、記念碑、地名など宮津市の歴史文化の総体を指し（図3）、豪華で華やかな「お宝」とは区別されるものです。

### ◇基本方針◇

#### I 地域の宝を、調べ、高める。 【調査】

- ・文化財の調査を進め、新しい価値の発見や再評価を行います。

#### II 地域の宝を、守り、つなぐ。 【保存・継承】

- ・所有者や地域住民と協力して、文化財を守り、未来につないでいきます。

#### III 地域の宝を、知り、楽しむ。 【価値の共有・人材育成】

- ・文化財の価値や魅力を知り、楽しみ、保存・活用の人材を育成します。

#### IV 地域の宝を、磨き、発信する。 【保存・継承および公開・発信】

- ・文化財の魅力に磨きをかけ、まちづくりに生かします。



## 第 5 章 文化財の保存・活用に関する現状と課題

### 第 1 節 文化財の保存・活用に関する現状

第 4 章で示した文化財の保存・活用の基本方針に沿って、宮津市のこれまでの歩みや現状を整理します。

#### 1 地域の宝を、調べ、高める。(調査)

##### (1) 郷土史研究の伝統

宮津市や丹後地域は、近代以降、郷土史家の活動が盛んに行われ多くの著作や研究雑誌が刊行されました。永浜宇平や岩崎英精らにより『与謝郡誌』、『丹後宮津志』をはじめ『養老村誌』、『府中村郷土誌』、『吉津村誌』、『上宮津村史』などが編纂され、平成 25 年には小谷信一郎・小谷正により『松尾史』が、令和元年には日置村誌覆刻版刊行実行委員会により『日置村誌 覆刻版』が刊行されました(参考資料 3)。また、永浜宇平や小室洗心らによる『丹後史料叢書』、『天橋立集』などは、現在も調査研究の基礎資料となっています。

さらに、昭和 14 年には、沢村秀夫により『郷土と美術』が創刊され、多くの美術品や歴史資料が発掘されました。昭和 26 年には丹後地方史研究友の会が結成され、昭和 39 年に『両丹地方史』が創刊されました。

##### (2) 宮津市の調査事業

宮津市教育委員会は昭和 32 年に文化財保護委員会を設置し(昭和 59 年より宮津市文化財保護審議会)、社寺などに所蔵される文化財の調査を行いました。昭和 56 年には文化財専門職員が初めて採用され、文化財行政の一環として調査事業を行ってきました。収蔵資料、写真、動画の目録作成や、『宮津市文化財調査報告』などの刊行を行っています。

昭和 50 から 60 年代には、高度経済成長期の開発に伴って埋蔵文化財の緊急発掘調査が多く実施されました。同時に府中地区では、昭和 54 年度から中野遺跡など重要遺跡の範囲内容確認調査(国庫補助事業)が継続的に実施され(図 135)、成相寺旧境内が国史跡に指定されました。また、平成 20 年度からは文化的景観保護推進事業(国庫補助事業)の調査



図 135 遺跡の発掘調査



図 136 京都府の仏像調査

表 16 文化財の把握と主な出来事

明治 35 年 (1902)	智恩寺の文殊菩薩像が指定〔古社寺保存法〕
明治 38 年 (1905)	天橋立が与謝郡営公園に指定
大正 11 年 (1922)	天橋立が名勝に指定〔史蹟名勝天然紀念物保存法〕
大正 12 年 (1923)	『与謝郡誌』刊行
昭和 1 年 (1926)	『丹後宮津志』刊行
昭和 5 年 (1930)	丹後国分寺跡が史蹟に指定〔史蹟名勝天然紀念物保存法〕
昭和 14 年 (1939)	沢村秀夫が『郷土と美術』を創刊
昭和 26 年 (1951)	丹後地方史研究友の会が設立
昭和 27 年 (1952)	天橋立が特別名勝に指定〔文化財保護法〕
昭和 30 年 (1955)	若狭湾国定公園に指定
昭和 32 年 (1957)	文化財保護委員会を設置
昭和 39 年 (1964)	『両丹地方史』が創刊
昭和 40 年 (1965)	天橋立を守る会が設立
昭和 51 年 (1976)	海部氏系図が国宝に指定
昭和 54 年 (1979)	府中地区において重要遺跡の範囲内容確認調査を開始
昭和 56 年 (1981)	文化財専門職員が初めて採用される
昭和 58 年 (1984)	京都府文化財保護条例 (昭和 56 年制定) に基づき江西寺庭園が府史跡に指定
昭和 59 年 (1984)	宮津市文化財保護条例を制定、宮津市文化財保護審議会を設置
昭和 60 年 (1985)	第 1 次宮津市指定文化財の指定
昭和 61 年 (1986)	京都府がサンドバイパス工法により、天橋立の砂州の保全を開始
平成 2 年 (1990)	宮津市史編さん委員会を設置、『宮津市史』編纂事業が開始
平成 6 年 (1994)	『宮津市史』刊行開始
平成 12 年 (2000)	旧三上家住宅の公開を開始 (平成 15 年、重要文化財に指定)
平成 14 年 (2002)	宮津市歴史資料館が開館
平成 16 年 (2004)	『元勲・近代諸家書簡集成』を刊行 台風 23 号による被害 (天橋立で倒木)
平成 19 年 (2007)	宮津市歴史資料館が休館 京都府が天橋立世界遺産登録可能性検討委員会を設置 丹後天橋立大江山国定公園に指定 天橋立を世界遺産にする会が設立
平成 20 年 (2008)	文化的景観保護推進事業を開始 「天橋立周辺地域景観計画」施行 (宮津市が景観行政団体に)
平成 26 年 (2014)	重要文化的景観「宮津天橋立の文化的景観」選定 (天橋立及び府中地区) 「宮津・天橋立景観計画」施行
平成 28 年 (2016)	成相寺旧境内が史跡に指定 宮津湾、伊根湾が「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟
平成 29 年 (2017)	天橋立世界遺産登録可能性検討委員会『「天橋立学」への招待』を刊行 京都府が京都府暫定登録文化財制度を創設
平成 30 年 (2018)	京都府が天橋立公園松林景観保全委員会を設置
令和 1 年 (2019)	天橋立世界遺産登録可能性検討委員会が天橋立世界遺産登録推進会議に改組
令和 2 年 (2020)	宮津市文化財保存活用地域計画作成事業を開始



が行われ、「宮津天橋立の文化的景観」が国の重要文化的景観に選定されました。

特に、平成 2 年には宮津市史編さん委員会が組織され『宮津市史』の編纂事業が行われました。歴史学、美術史、考古学、歴史地理学、民俗学、建築史、地質学などの分野で悉皆的な調査が行われ、平成 6 年より『宮津市史』が刊行されました。その成果は、完成から 17 年を経た現在でも宮津市の文化財調査の到達点を示し、文化財の保存・活用を考える上で基盤となっています。

### （3）京都府の調査事業

京都府教育委員会の調査事業は、大正時代の「史蹟勝地調査」に遡り、宮津市教育委員会も調査協力を行ってきました。また、京都府教育委員会や京都府立丹後郷土資料館によって、京都府指定文化財や所蔵資料などの調査が実施されるほか（図 136）、公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターにより、国や府の公共事業に伴い埋蔵文化財の緊急発掘調査が行われています。

### （4）大学の調査事業

平成 12 年、宮津市は宮津市立前尾記念文庫が所蔵する、幕末から大正時代に活躍した元勲、政治家、教育者などの書簡について、佛教大学近代書簡研究会に調査を委託し、平成 16 年に『元勲・近代諸家書簡集成』が刊行されました。

平成 23 年度からは京都府立大学地域貢献型特別研究（ACTR）に提案を行い、これまで 8 件の研究が実施されています（参考資料 4）。宮津市の調査事業が及ばない分野や地域について基礎研究が行われ、調査成果の報告会が行われています。また、平成 25 から 27 年度には宮津市の委託事業として「宮津市北前船関連資料調査（研究代表：藤本仁文 京都府立大学准教授）」が実施され、その成果は日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 ～北前船寄港地・船主集落～」の認定につながりました。

### （5）市民団体、公民館の調査活動

由良地区を中心に由良の歴史を探る会が、宮津地区を中心に特別非営利法人天橋作事組が調査活動を行っています。また、吉津地区公民館、上宮津 21 夢会議歴史文化部会、文珠地区歴史年表づくり委員会、丹後由良の歴史年表編纂委員会などが、写真集、歴史年表、記録集の刊行を行っており貴重な資料となっています（参考資料 3）

## 2 地域の宝を、守り、つなぐ。（保存・継承）

### （1）国指定・登録・選定文化財

明治 35 年、古社寺保存法に基づく文殊菩薩像（智恩寺）の指定を嚆矢として、文化財の指定・登録・選定等が行われています。現状を変更する行為や文化財に影響を及ぼす行為をする場合は現状変更の申請・届出を行うとともに、修理・整備・災害復旧などにあたっては「国宝重要文化財等保全事業補助金」、「国宝重要文化財等保存整備費補助金」等の交付が行われています。

### （2）京都府指定・登録・選定文化財

昭和 58 年、京都府文化財保護条例に基づく江西寺庭園の指定を嚆矢として、文化財の指定・登録・選定等が行われています。平成 29 年には京都府暫定登録文化財の制度が創設さ

れ、文化財保護の裾野が広がられました。現状を変更する行為や文化財に影響を及ぼす行為をする場合は現状変更の申請・届出を行うとともに、京都府文化財保護指導委員により文化財の巡視活動が行われています。また、修復・保存・防災などにあたっては「京都府指定・登録文化財等保全事業補助金」等の交付が行われ、未指定文化財の修理についても「京都府社寺等文化資料保全補助金」等が活用されています。

### （３）宮津市指定文化財

昭和 59 年 4 月、宮津市文化財保護条例が施行され、宮津市文化財保護審議会が設置されました。昭和 60 年に第 1 次宮津市指定文化財の指定が行われ、これまで 20 次にわたり指定を行っています。指定文化財の修理などに当たっては、「宮津市社寺等文化資料保全費補助金」を交付してきましたが、財政再建のため平成 18 年度から補助金の交付が原則停止しています。

### （４）天橋立の保全

天橋立は大正 11 年に史蹟名勝天然紀念物保存法に基づき名勝に、昭和 27 年には文化財保護法に基づき特別名勝に指定されました（図 137）。自然環境の変化により天橋立は危機に直面してきましたが、行政や市民団体の努力により保全活動が続けられています。

①行政 智恩寺の境内であった天橋立は、明治 4 年に官有地となり、明治 38 年には与謝郡営公園となりました。大正 12 年の郡制廃止によって京都府に移管され、現在も管理が行われています。昭和 30 年代には、河川の護岸工事によって砂礫の供給が減少し、砂州の浸食が顕著となりました。昭和 61 年からサンドバイパス工法による保全が行われ、砂州が維持されています。

また、土壌の富栄養化によって広葉樹への植生遷移が進行し、松の生育しにくい環境となったため、平成 13 年には大規模な松枯れ被害、平成 16 年には台風 23 号により約 200 本の松が倒れる被害を経験しました。平成 30 年 1 月、京都府により「天橋立公園松並木景観保全委員会」が設置され、広葉樹や松の計画的な伐採が行われ、松林の適正な管理が行われています。

②市民団体 昭和 40 年 3 月に天橋立を守る会が設立され、天橋立や阿蘇海、宮津湾の保全活動が行われています。毎年 4 月と 12 月には「クリーンはしだて 1 人 1 坪大作戦」が実施され、年間のべ 2,000 人のボランティアが参加して、松葉やゴミの清掃が行われています（図 138）。



図 137 「特別名勝 天橋立」碑



図 138 クリーンはしだて 1 人 1 坪大作戦

### 3 地域の宝を、知り、楽しむ。(価値の共有・人材育成)

#### (1) 普及啓発の取組み

宮津市教育委員会では、記念事業に係るシンポジウムや講座の開催、中央公民館での講演会、講座、宮津市すこやか大学などをはじめとして、市内重要遺跡の範囲内容確認調査に係る現地説明会や、文化的景観保護推進事業に係るフォーラムやまちあるき（ブラミヤヅ）などを実施しています（図 139）。

また、地域会議や公民館、市民団体などが主催する普及啓発活動を、共催、後援事業として実施し企画・運営の協力を行うほか、講師を派遣して歴史文化の学習や文化財の普及啓発に努めています。

#### (2) 子供を対象とした取組み

宮津市教育委員会では、平成 26 年度より小・中学校教諭の初任者研修として「ふるさと学習」を開始しました。平成 29 年度に「宮津市小中一貫教育推進基本計画」を策定し、「ふるさとみやづ学」など地域の歴史文化の学習にも力を入れており、近年、市内の小・中学校から出前授業の依頼が増加しています。近年の主な事業は以下の通りです。

①府中小学校 平成 28 年度から、安国寺遺跡の範囲内容確認調査にあわせて、府中小学校などの 6 年生を対象として野外学習会を実施しています。特に、令和 3 年度から 5 年度には「絆の作り手育成プログラム」が行われ、宮津市教育委員会をはじめ京都府立丹後郷土資料館、京都府丹後土木事務所、天橋立観光協会、溝尻漁協、丹後海陸交通株式会社などと連携して、1 年生から 6 年生が地域の自然や文化、歴史を学んでいます。

②栗田小学校 日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 ～北前船寄港地・船主集落～」の認定を受け、平成 30 年度から令和元年度に、栗田小学校の 5 年生を対象として、日本財団「海と日本プロジェクト」エリア事務局、一般社団法人北前船交流拡大機構による「北前船こども交流拡大プロジェクト」が実施されました。北前船や栗田の漁業について学びました。

③京都府の取組み 令和 3 年度に京都府、京都府立京都学・歴彩館、京都府立丹後郷土資料館を中心に KYOTO 地域文化をつなぐミュージアムプロジェクト実行委員会が組織され、宮津市教育委員会、亀岡市文化資料館と共同で「次世代と地域文化をつなぐミュージアムプロジェクト」が実施されました（図 140）。学校での出前事業や、まち歩きやワークショップが行われ、その成果は Web 開催のシンポジウムにおいて、児童、生徒によって発表されました。



図 139 文化的景観まちあるき（ブラミヤヅ）



図 140 ミュージアムプロジェクト

### (3) 市民団体の取組み

市民を中心に組織された協議会や NPO 法人でも、普及啓発活動が行われています。

①宮津地区のまちなか観光 平成 19 年に宮津まちなか観光推進協議会が組織され、平成 20 年より歴史文化シンポジウムが開催されました（平成 23 年まで）。平成 20 年には『宮津 一名勝天橋立を望む城下町ー 宮津まちなか観光ガイドブック』が刊行され、平成 21 年には『宮津まちなか観光推進プラン』を策定。ガイド養成講座などが行われました。

②世界遺産登録の活動 平成 19 年 12 月、天橋立を世界遺産にする会が結成され、天橋立の新たな魅力の発掘や普及啓発活動など、天橋立の世界遺産登録に向けた運動が行われています。令和 2 年度からは京都市内にある京都府立京都学・歴史館を会場として天橋立世界遺産講座が実施され、天橋立の魅力が発信されています。

③まちづくり協議会 宮津商工会議所を中心として、細川忠興公・ガラシャ夫人誕生 450 年記念事業実行委員会（平成 24 年 8 月）、北前船まちづくり委員会（平成 25 年 4 月）、NHK 大河ドラマ誘致推進協議会から発展した大河ドラマ「麒麟がくる」宮津市推進協議会（平成 31 年 1 月）などが設立されました。シンポジウムやガイド養成が行われ、歴史文化資源にもとづくまちづくりが推進されました。

④NPO 法人 平成 22 年に天橋作事組が組織され、平成 24 年には NPO 法人となりました。宮津天橋高等学校建築科での出前事業や、宮津まち景観形成協議会が開催するシンポジウムのコーディネイト、京都府立大学 COC+ の学生の受入れ、京都府文化財支援コーディネイター養成講座の開催など、普及啓発や人材育成に力を入れています。

## 4 地域の宝を、磨き、発信する。(保存・継承および公開・発信)

### (1) 文化財の整備

①旧三上家住宅 宮津市では、平成 7 年に三上家の当主より土地および建物を購入し、平成 9 から 12 年度に整備工事を実施しました。平成 12 年 4 月に竣工し、現在、公開施設として活用されています。平成 12 年に三上家庭園が京都府指定の名勝に、平成 15 年には旧三上家住宅が国の重要文化財に指定されました。

②重要文化的景観 平成 26 年に天橋立及び府中地区が重要文化的景観「宮津天橋立の文化的景観」に選定され、平成 27 年に文珠地区が追加選定されました。社寺、近代建築、交通施設などが「重要な構成要素」として現状変更の対象とされるとともに、周辺の景観に配慮した整備事業が実施されています（図 141）。なお、「重要な構成要素」の整備や災害



図 141 一の宮棧橋（駅舎）の整備事業

復旧などにあたっては、宮津市が国の補助を受け、「宮津市重要文化的景観整備事業補助金交付要綱」に基づいて補助金を交付しています。

## (2) 景観まちづくり

平成 20 年 9 月、京都府により『天橋立周辺地域景観計画』が施行され、宮津市は景観行政団体となりました。重要文化的景観の選定と歩調をあわせて、平成 26 年に『宮津・天橋立景観計画』が策定され、「良好な地域景観（界限景観）の形成とまちづくりの推進を目的とする、地域住民の自主的な取組みを支援する」ものとして、「界限景観まちづくり協定の認定制度」、「宮津市景観まちづくり事業補助金制度」が創設されました。

文珠町づくり委員会「文珠メソッド」（平成 26 年 8 月）、大垣自治会界限景観特別委員会「大垣界限景観まちづくり協定」（平成 27 年 8 月）、溝尻まちづくり協議会「溝尻地区景観まちづくり協定」（平成 28 年 6 月）が認定され、地域協定に沿った修景事業が行われています。なお、修景事業にあたっては、宮津市が「宮津市景観まちづくり事業補助金交付要綱」に基づいて補助金を交付しています。

## (3) 展示・公開施設

①宮津市歴史資料館 宮津市教育委員会、文化財保護委員会の共催事業として、昭和 35 年から宮津小学校や宮津市中央公民館、宮津市立前尾記念文庫などを会場として文化財の展示が行われ、展示目録が作成されました（参考資料 3）。平成 14 年 5 月には、みやづ歴史の館 4 階に宮津市歴史資料館が開館し、特別展を開催してきましたが、財政再建のため平成 19 年 3 月から休館となっています。

現在、展示室の維持管理や収蔵庫において寄贈品、借用品などの保管を行うとともに、平成 26 年度からは、宮津市が主催する関連事業に伴う特別開館や、学校、市民団体、団体見学者を対象とした特別利用の受入れを行っています。

②旧三上家住宅 宮津市により整備が行われ、平成 12 年 4 月より一般公開を開始しました。平成 18 年度には指定管理者による運営をスタートし、令和 3 年度から特別非営利法人天橋作事組が指定管理者となっています。夜間ライトアップのほか、大学と連携したシンポジウムや音楽イベント、絵画などの展示会場としても活用されています。

## (4) 刊行物

①行政 宮津市教育委員会では、『宮津市史』のほか『宮津市文化財調査報告』や図録を刊行し、調査事業の成果を公開してきました（参考資料 3）。特に、文化的景観保護推進事業では、調査報告書の成果を概要版パンフレットやまちあるきマップを通じて紹介し、普及啓発事業に活用しています。また、平成 23 年からは『広報誌みやづ』に「みやづ歴史紀行」を連載し、歴史文化のわかりやすい解説に努めています。

②市民団体 平成 13 年 9 月、「美しさ」から宮津のまちづくりを考える目的で、美しさ探検隊が結成され、歴史文化資源の発掘が行われました。平成 17 年 5 月には宮津市企画調整課の支援のもと『どこどこデータファイル 新・宮津風土記 ふるさとの宝』が刊行され、市民の手によるデータブックとして貴重な資料となりました。その他、公民館、地域会議などでも地域の魅力を紹介するパンフレットやマップなどが作成され（参考資料 3）、特に、府中をよくする地域会議が作成した「雪舟「天橋立図」を旅する 一名画の中を歩くまちー」は、マップ、説明版、Web を完備したコンテンツとなっています。

### (5) 文化財説明板

宮津市教育委員会では、指定文化財を中心に文化財説明板を設置しており、年次的に新設と更新を行っています。また、全容を把握できていませんが、市内・市外の市民団体が歴史文化をテーマとした説明版を設置しています。

### (6) Web の活用

宮津市 HP において文化財に関する情報や、『広報誌みやづ』に連載中の「みやづ歴史紀行」を発信しています。また、令和 3 年度には天橋立周辺の文化財を紹介する動画を作成し、宮津市公式 YouTube チャンネル「文化×観光映像 2022」や天橋立観光協会チャンネル「文化観光」において配信しています。

### (7) 文化財を舞台とした文化芸術活動

平成 7 年から市制 40 周年記念事業「天橋立 炎の架け橋」が（平成 23 年まで）、平成 10 年から「天橋立アート&クラフトフェア」が開催され（平成 14 年まで）、現在のユニークベニューの先駆けとして注目されます。平成 27 年には「天橋立 炎の架け橋」が 4 年ぶりに開催されるとともに、新たに成相寺紅葉ライトアップが行われ、これらは日本博京都府域アート・プロジェクトへと発展しました。この間、平成 21 年 10 月には智恩寺で能「丹後物狂」が（図 142）、令和元年 5 月には籠神社で能「真名井原」が、令和 4 年 9 月には天橋立で「モノオペラ ガラシャ」が上演されました。

また、宮津地区では、平成 19 年から寺町を舞台としたライトアップイベント「和火」が開催されるとともに（図 143）、時の響き実行委員会によって伝統建築など歴史的な空間を舞台とした芸術活動が行われています。

### (8) ガイド活動

平成 20 年に宮津観光アテンダントまちなか案内人の会が発足し、宮津地区を中心にガイド活動を行っています。また、同年には宮津市エコツーリズム推進協議会が設立され、平成 22 年には環境省エコツーリズム大賞を受賞しました。また、天橋立観光協会では、天橋立周辺においてガイド付きツアーを開催しています。



図 142 能「丹後物狂」の上演



図 143 寺町を彩る「和火」

## 第2節 文化財の保存・活用に関する課題

宮津市は郷土史家による厚い歴史研究の蓄積をもち、その伝統は自治会や地域会議、地区公民館、保存会、市民団体などの活動に受け継がれてきました。特に、その取組みは「調査」、「価値の共有・人材育成」、「公開・発信」と広い範囲にわたり、また、日本を代表する景勝地・天橋立を擁することから、観光などの分野でも歴史文化を生かした「価値の共有・人材育成」や「公開・発信」が行われてきました。

しかし、現在の宮津市は人口減少と高齢化の問題に直面し、財政的にも課題を抱えています。こうした点も踏まえながら、本節では、文化財の保存・活用に関する課題を整理します。

### 1 全体的な課題

#### (1) 人口減少と少子高齢化

人口減少と少子高齢化の問題は宮津市においても著しく、令和17年には2人に1人が高齢者、令和22年には人口が11,782人（現在の69.5%）になるとする予測もあります。

今後、コミュニティの維持が難しくなる地域が増加すると危惧され、すでに無住の寺院において、文化財の防犯が課題となっています。さらにその影響は、空家の増加にともなう景観、町並みの維持や、祭礼や年中行事の伝承など広い範囲に及び、経済の低迷や財政状況の悪化にもつながる可能性があります。持続可能な取組みが重要となっており、豊かな自然環境や歴史文化、景観、町並みなどを活用して、社会や経済の好循環を生み出す努力が求められています。

また、将来の課題として、コミュニティの維持が難しくなった地域における文化財の保管、祭礼や年中行事の記録保存についても、視野に入れておく必要があります。

最後に、将来のまちを担う子供達の教育は極めて重要です。近年、小中学校の統廃合が行われ、校区が複数の地区にわたる場合が生じています。地域学習において、地域アイデ

表 17 関連文化財群と地域差

	日ヶ谷地区	養老地区	世屋地区	日置地区	府中地区	天橋立	吉津地区	宮津地区	上宮津地区	栗田地区	由良地区
(1) 和泉式部が和歌に詠んだ丹後府中と天橋立				○	●	●		○		○	
(2) 雪舟や足利義満を魅了した中世の宗教世界					●	●	●				
(3) 細川親子が基礎を築いた城下町と近代宮津								●	○		
(4) 霊場・名所・近代観光 —天橋立の往来—					●	●	●	●	○		
(5) 日本海交易と北前船								●		○	●
(6) 暮らしの中の天橋立					●	●	○				
(7) 海の京都 —日本海を舞台として生活文化—		●			●			●		●	
(8) 棚田と藤織りの里	○		●								

●主な対象地域 ○関連する地域

ンティティの把握が難しくなるケースもあり、丁寧な対応が望まれます。

## （２）文化財の保存・活用を担う人材の減少

これまで宮津市では、郷土史家の活発な研究活動や、自治会や地域会議、地区公民館、保存会、市民団体などの取組みによって、文化財の保存・活用が支えられてきました。しかし、人口減少と少子高齢化が進む中、これまで文化財の保存・活用を担ってきた人材の高齢化は著しく、また、コロナ禍の影響もあり自治会や地域会議、地区公民館などの活動も低調となっています。

文化財の保存・活用は、所有者や行政のみならず、幅広い地域住民や団体の理解と行動に支えられて、はじめて可能になるものであり、宮津市においても、これを担う人材の育成は文化財の保存・活用を進める鍵となります。

## （３）取組みの地域差の存在

第２章で述べたように、宮津市の指定、登録等の文化財は、天橋立と周辺の府中地区、吉津地区（文珠）、宮津地区に集中します。こうした偏りは、市指定文化財（美術工芸品）の指標を「中世以前」としてきたことに原因があり、今後、時代にとらわれず地域の特徴を物語る資料の指定を進める必要があります。

また、宮津市が国庫補助事業として行ってきた市内重要遺跡の範囲内容確認調査や、文化的景観保護推進事業も、天橋立および府中地区、吉津地区（文珠）、宮津地区に集中し、「調査」、「指定・保存」、「価値の共有・人材育成」、「公開・発信」の取組みや、行政と市民団体の連携も、その他の地域との間に差がみられます。

本地域計画で設定した関連文化財群も、結果的に天橋立および府中地区、吉津地区（文珠）、宮津地区に集中しています（表 17）。

## ２ 文化財の保存・活用の基本方針に関わる課題

以上の課題を踏まえながら、文化財の保存・活用の基本方針に沿って、それぞれの課題を具体的に列挙します。なお、「●」は計画期間中に解決すべき課題を、「○」は将来解決すべき課題を示します。

### （１）地域の宝を、調べ、高める。（調査）

- これまで行ってきた市内重要遺跡の範囲内容確認調査や、重要文化的景観の整備のための事前調査などを継続的に実施し、新しい価値を掘り起こすことで、宮津市の歴史文化を高めていく必要があります。
- 宮津市の調査事業は、天橋立周辺の府中地区、吉津地区（文珠）、宮津地区に集中する傾向があったため、他の地区についても、京都府や大学、地区公民館、地域会議、市民団体などと連携して調査を充実する必要があります。
- 宮津市史編纂事業による悉皆調査を発展させ、美術工芸品の分野を中心に近世以降の資料の把握を進める必要があります。
- 宮津市史編纂事業の調査で確認された 1,000 点をこえる石造物について、現地確認や分布図の作成、数量の精査など基礎的調査を実施し、活用への道筋をつける必要があります。



## (2) 地域の宝を、守り、つなぐ。(保存・継承)

- 地域バランスに配慮しながら、国、府、市の文化財の指定、登録、選定等をさらに推進する必要があります。
- 指定等文化財の適切な維持管理を行う必要があります。
- 文化財の防災、防犯の充実について検討が必要です。
- 関連施設の維持管理を行うとともに、考古資料や民俗資料の保管場所が分散しており、資料の一体的な保管について検討が必要です。
- 天橋立（特別名勝）、丹後国分寺跡、成相寺旧境内（史跡）の「保存活用計画」や重要文化的景観「宮津天橋立の文化的景観」の「整備計画」の策定について検討が必要です。
- 自治会所有文書などの継続的なモニタリングについて検討が必要です。
- 文化財の修理を促進するために、補助金制度の充実等について検討が必要です。

## (3) 地域の宝を、知り、楽しむ。(価値の共有・人材育成)

- これまで取組みが充実していた天橋立周辺の府中地区、吉津地区（文珠）、宮津地区について、事業を継続的に実施し、文化財保存・活用の担い手を増やしていく必要があります。
- 学校教育、社会教育と連携し、これまで取組みが少なかった地域や子供を対象とする事業を充実する必要があります。
- 市民が文化財を身近に触れ、感じ、楽しみ、文化財の保存・活用の担い手となっていくように、市民参加型事業を創設する必要があります。
- 市民団体との連携を深めるとともに、ガイド活動の充実や継続について支援を行う必要があります。
- 生業・生活に関する伝統技術の継承について検討が必要です。

## (4) 地域の宝を、磨き、発信する。(保存・継承および公開・発信)

- 宮津地区において重要文化的景観の追加選定を目指すとともに、商家建築、近代建築、町家建築などの密度が高い宮津地区について、都市計画、景観計画と連携した町並み保全の重層的な制度を構築する必要があります。  
また、重要文化的景観の「重要な構成要素」の整備事業を継続的に実施し、地域のすばらしい景観を磨く必要があります。
- 重要文化財・旧三上家住宅の整備と活用について充実を図る必要があります。  
また、休館中の宮津市歴史資料館の活用について検討が必要です。
- 情報発信や観光コンテンツへの歴史文化の活用にあたっては、関連文化財群や文化的景観、日本遺産などのストーリーに基づいて、地域のブランディングを磨く必要があります。
- Web による情報発信を強化するとともに、写真、動画などのデジタルデータ化、動画コンテンツの充実を進める必要があります。
- 刊行物や説明版、Web の「公開・発信」について、観光や情報発信など関連部局と連携して、計画的、効率的な運用やデザインの統一等について検討が必要です。
- 既存の刊行物、説明版、Web などの継続的な改訂・増刷について、予算措置を含め検討が必要です。
- 宮津城跡の保存や公開、活用について検討が必要です。



## 第6章 防災、防犯に関する現状と課題

### 第1節 防災・防犯に関する現状

#### 1 近年の状況

近年の異常気象によって日本各地で洪水などの自然災害が相次いで発生し、文化財が被害を受けています。また、東日本大震災や熊本地震などの大規模地震でも文化財の被害は大きく、文化財の防災対策や、災害発生時における文化財のレスキューが課題となっています。さらに、全国的な人口減少に伴い、過疎地域を中心に文化財の盗難被害が増加しており、防犯体制の強化が求められています。

宮津市では、平成16年(2004)10月20日から21日に京都府を通過した台風23号によって市内全域で浸水被害が発生し、天橋立(特別名勝)では約200本の松が倒れる被害を受けました(図144)。また、平成29年8月17日の集中豪雨では、成相寺旧境内(国史跡)や日吉神社境内において斜面の崩落が発生しました。特に、成相寺旧境内では、同年9月17日の台風18号、10月22日の台風22号や、平成30年7月6日の集中豪雨でも崩落が発生し(図145)、このうち平成30年7月6日には傘松ケーブル、一の宮棧橋(重要文化的景観)でも浸水被害がありました。文化財保護法に基づいて「き損届」を提出するとともに、国や京都府の補助金を受けて災害復旧工事が実施されました。

#### 2 文化財の防災・防犯の枠組み(表18)

わが国の文化財の防災に関しては、文化庁が災害対策基本法に基づき「文化財防災業務計画」を策定し、文化財の防災対策等について基本的な方針を定めています。

特に、平成31年には4月にノートルダム大聖堂(フランス)、10月に首里城(沖縄県)で火災が発生し、文化財の防火に関する危機意識が高まりました。同年、文化庁は「国宝・重要文化財の防火設備等の緊急状況調査」を実施し、自動火災報知設備、消火設備の老朽化や不具合、管理体制の脆弱性などが確認されたことから、令和元年(2019)9月、文化庁、消防庁、国土交通省が連携して「国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドラ



図144 天橋立の倒木被害(平成16年)



図145 成相寺旧境内の崩落被害(平成30年)

表 18 文化財の防災の基本的な枠組み

組織	総合計画等	文化財に関する計画等
国	「防災計画」 (中央防災会議)	「文化庁防災業務計画」 「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」 「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」
広域 (国立文化財機構ほか)		(協力機関：文化財防災ネットワーク、被災文化財等救援委員会)
京都府	「京都府地域防災計画」	「文化財所有者のための防災対策マニュアル」 (京都府・京都市)
広域行政 (2府7県及び関西広域連合)	近畿圏危機発生時の相互 応援に関する基本協定	「文化財の被災調査に関する要領」 「被災対応ガイドライン」
宮津市	「宮津市地域防災計画」	—

イン」および「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を作成しました。

京都府では「京都府地域防災計画」において、文化財の災害予防計画に係る基本的な方針を示しています。また、京都府と京都市は「文化財所有者のための防災対策マニュアル」を策定し、風水害、地震、防火、防犯等の具体的な対策をまとめています。このほか広域行政の取組みとして、2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）および関西広域連合では、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づき「文化財の被災調査に関する要領」、「被災対応ガイドライン」を策定し、近畿圏を中心とした相互応援の枠組みを整備しています。

宮津市では「宮津市地域防災計画（一般計画編）」を策定し、文化財の災害予防、応急対策、復旧の方針を定めています。

一方、文化財の防犯は、平成21年10月に湯山観音（福岡県）の木造聖観音坐像（重要文化財）が、平成22年3月には無住となっていた今養寺（大阪府）の大日如来坐像（重要文化財）が盗難されたことを受け、文化庁が「文化財の防犯対策について」（平成22年4月26日22庁財第139号）を通知しました。その後も、京都府や奈良県で文化財を汚損する事件が発生し、文化庁が防犯の徹底について通知を行っています。

### 3 指定文化財の防災・防犯

指定、登録、選定等文化財のうち、国、府、市指定の有形文化財（建造物）は、消防法施行令によって防火対象物に位置付けられています（第10条第1項第1号及び第21条第1項第1号イ）。必要な防火安全上の措置が義務付けられ、原則として規模にかかわらず消火器（または簡易消火用具）や自動火災報知設備の設置が必要です。さらに、宿泊施設などその他の用途に供される場合は、その用途や規模等に応じて対策を講じる必要があります。

また、史跡に所在する建造物についても有形文化財（建造物）と同様の設備の設置が求められるとともに、有形文化財（美術工芸品）、有形の民俗文化財を保管する博物館等につ

表 19 指定文化財の防災・防犯設備

	設置が推奨される設備 (※1)	補助金交付の内容 (※2)
建造物	<p>【初期消火対策】屋内消火栓スプリンクラー等の自動消火設備</p> <p>【延焼防止対策】放水銃、ドレンチャー、屋外消火栓設備の設置</p> <p>【防災対策】内装等素材について防災性能を有するものに変更</p> <p>【防犯対策】監視カメラの設置、センサーライト等の設置、機械警備の導入</p>	<p>警報設備、消火設備、避雷設備、防盜・防犯設備、避難設備の設置工事、火除地設定、消防道路の設置、保護柵設置、覆屋（保存庫を含む）設置（増・改築を含む）、擁壁・排水施設の設置工事、鳥獣虫害防除、危険木診断及び危険木対策工事、耐震診断及び耐震対策工事</p>
有形の民俗文化財 美術工芸品	<p>※上記に準ずる設備</p> <p>【初期消火対策】消火器具ほか資料の特性に応じた防火設備の設置（ガス消火設備等）</p> <p>【防犯対策】収蔵施設への監視カメラの設置、センサーライト等の設置、機械警備の導入、防犯性の高い鍵への交換</p>	<p>建造物の管理事業に準ずる工事、美術工芸品を直接保護するための未指定建造物の屋根葺替及び修理工事、その他保存のために必要なもの（保存箱、台座等）の新調及び修理工事、免震台・免震装置設置工事、災害復旧工事</p>
史跡	<p>※上記に準ずる設備</p>	<p>史跡等及びその重要な構成要素をなす建造物・復元建造物等について行う警報設備、消火設備、避雷設備、防盜・防犯設備、耐震設備の設置工事又は病虫害の防除等の措置、史跡等の重要な構成要素をなす建造物等についての耐震診断、災害復旧</p>

※1 「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」、「文化財所有者のための防災対策マニュアル」などによる。

※2 文化庁・京都府・宮津市の補助金交付要綱による。

いては、消防法に基づく消防設備等の設置や適切な維持管理が必要です。

国、京都府では、指定文化財の防災設備や防犯設備の設置について補助金を交付し、設備の充実を支援しています（表 19）。宮津市では、関連機関と連携して防災・防犯設備の設置と充実に努めています。

なお、登録、選定等文化財は、消防法による自動火災報知機等の設置は義務付けられていませんが、防火対策の検討・実施が求められています。

#### 4 防災・防犯の取組み

上記のほか、宮津市では文化財所有者や地元住民、関係機関と連携して、以下の防災・防犯対策を実施しています。

##### （1）京都府文化財保護指導員による巡視活動

京都府が委嘱する文化財保護指導員が、国および京都府の指定、登録文化財を対象として文化財の巡視活動を実施しています。宮津市では、2名の指導員が北部地域（日ヶ谷、養老、日置、世屋、府中）と南部地域（吉津、宮津、上宮津、栗田、由良）をそれぞれ分担しています。

## (2) 文化財防火訓練 (図 146)

昭和 24 年 1 月 26 日に法隆寺金堂が焼失したことから、文化財保護委員会（現在の文化庁）と国家消防本部（現在の消防庁）は、昭和 30 年に 1 月 26 日を「文化財防火デー」と定め、全国で文化財防火運動を展開しています。宮津市においても、文化財所有者による防災訓練の実施を促進するとともに、宮津・与謝消防組合や地元の消防団と連携して防火訓練を実施しています。

## (3) 文化財防火査察 (図 147)

宮津・与謝消防組合と連携して、指定文化財を対象とした文化財防火査察を実施しています。文化財の保管状況や消防設備の確認を行い、適切な防火・防犯体制が図られるように、必要に応じて指導を行っています。なお、指定文化財の防災・防犯設備の設置に当たっては、国や京都府の補助金を受けています。

## (4) 文化財台帳の作成

指定文化財の所在地等を記した台帳作成し、災害発生時に文化財のレスキューが速やかに行えるよう備えています。

## (5) ハザードマップの作成と公開

京都府により「京都府マルチハザード情報提供システム」が構築され、ホームページ等で公開されています。また、宮津市の消防防災部局により「土砂災害防災マップ」、「洪水ハザードマップ」、「津波ハザードマップ」が作成され、ホームページ等で広く公開されています。

## (6) 防犯に係る相談

文化財所有者や地域住民から、防犯に関する相談を受け付けています。宮津警察署と連携して、防犯設備の設置や、防犯体制について助言を行っています。なお、指定文化財の防犯設備の設置に当たっては、国や京都府の補助金を受けています。



図 146 文化財防火訓練の様子（智恩寺）



図 147 文化財防火査察の様子（龍燈寺）

## 第2節 防災・防犯に関する課題

防災・防犯の課題は、以下の通りです。「●」は計画期間中に解決すべき課題を、「○」は将来解決すべき課題を示します。

- 京都府文化財保護指導員による巡視活動や、文化財防火訓練、文化財防火査察などについて、継続と充実を図る必要があります。
- 指定文化財の防災の充実と、災害時における円滑な対応を行うために、文化財所有者や地域住民に対し、文化庁が作成した「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」や、京都府、京都市が作成した「文化財所有者のための防災対策マニュアル」の周知を図るとともに、きめ細かな対策を検討する必要があります。
- 人口減少や高齢化により地域コミュニティの維持が困難となった地域について、防犯体制を検討するとともに、京都府立丹後郷土資料館等と連携して資料の寄託・寄贈について働きかける必要があります。
- 定期的な巡回や連絡網の整備など、地域ごとに防犯体制の整備が望まれます。
- 登録文化財や重要文化的景観の重要な構成要素について、指定文化財に準じた防火設備の充実を検討する必要があります。
- 未指定文化財の現状把握や、防災・防犯設備の設置について検討が必要です。
- 災害発生時に、被害状況の調査や文化財のレスキュー活動を実施する体制について、関連機関と連携して充実を図る必要があります。





# 第7章 文化財の保存・活用に関する方針と措置

## 第1節 文化財の保存・活用に関する方針

### 1 全体に関する3つの視点

はじめに、第5章で述べた全体的な課題について、基本理念「橋でつなごう 宮津の過去・現在・未来」に基づいて3つの視点を示します（図149）。

#### （1）「事業をつなぎ、継続する！」－人口減少と持続可能性－

宮津市は急激な人口減少と高齢化が著しく、将来、コミュニティの維持が難しくなる地域もあると懸念されます。また、宮津市は財政が恵まれた状況とは言い難く、人的にも経済的にも社会資源に限られる中で、持続可能な取組みが求められています。これまでの取組みを基盤とし、これらを効率よく結び付けることで、無理のない事業の推進を考える必要があります。また、事業の重複などによる資金の無駄使いを減らし、事業効果の増大を目指す必要があります。

①**サイクルの連環** 持続性の高い取組みを構築するために、「調査」、「保存・継承」、「価値の共有・人材育成」、「公開・発信」のサイクルが連環する事業の組立てが重要です。単発的なイベントに終始せず、次の展開を意識した事業を立案することで「正」の循環を生み出す必要があります。

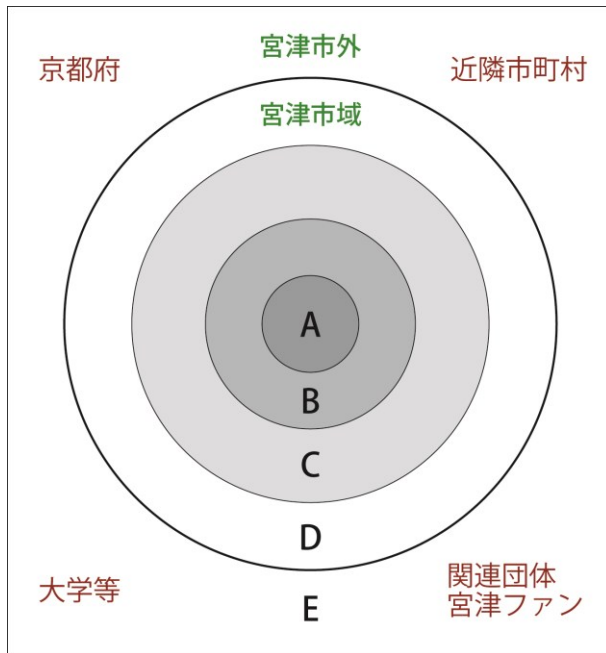
②**経済的な自立** 今回の計画では具体的な措置を示しませんが、経済的に自立した事業の実施は理想的です。特に、「公開・発信」では、サイトなどのランニングコストの確保、有料ガイドの育成などについて検討を進める必要があります。また、文化財の保存・活用に特化した基金やふるさと納税などの仕組み作りも、将来の検討課題です。

#### （2）「人をつなぎ、人を育てる！」－文化財の保存・活用を担う人材育成－

文化財の保存・活用は、これを担う人材の充実が重要な鍵となります。特に、急激な人口減少と高齢化が進む中、人材の育成は急務です。文化財の保存・活用の担い手には5つの広がりがあると考えられます（図148）。「B 積極的に活動する住民、団体」や「C 日常的な活動の中で文化や祭礼、行事を継承する住民、団体」の厚みを増すと同時に、取組みが「D 歴史文化や文化財に興味がある住民、団体」にも広がることで、地域総がかりで文化財を守り、知り、磨くことが可能となります。

①**人材育成の強化** 社会教育、学校教育を通じて「ふるさとみやび学」を推進し、より多くの住民や団体に文化財の保存・活用の輪が広がるように働きかけていきます。また、「子供学芸員」の創設など未来を担う子供達の地域学習に力を入れ、宮津の魅力に自信を持って語る事ができる人材の育成を目指します。

②**プラットフォームの構築と協業** 宮津市文化財保存活用地域計画作成委員会を基礎として、「宮津市文化財保存活用地域計画推進協議会（仮）」を設置します。行政の関連部局や住民、団体が情報共有や交流するプラットフォームをつくり、文化財の保存・活用を推進する体制を強化します〔第8章〕。また、宮津市自治連合協議会や公民館、地域会議などと連携し、行政と市民の協業を目指します。



- A 文化財の所有者、行政
- B 積極的に活動する住民、団体
- C 日常的な活動の中で文化や祭礼、行事を継承する住民、団体
- D 歴史文化や文化財に興味がある住民、団体
- E 宮津市外の関係者

図 148 担い手の広がり

「E 宮津市外の関係者」を増やすことで関係人口や移住・定住者の増加にも寄与することが期待されます。

### (3) 「地域をつなぎ、学びあう！」－取組みの地域差－

宮津市の文化財行政は、天橋立周辺の府中地区、吉津地区（文珠）、宮津地区に集中してきた傾向があり、その結果、指定、登録等文化財の数や「価値の共有・人材育成」、「公開・発信」の取組みなどに地域差が存在します。本地域計画で設定した 8 つの関連文化財群の対象地域も天橋立周辺の府中地区、吉津地区（文珠）、宮津地区に集中しており〔第 5 章〕、地域バランスに配慮した事業展開が課題です。

①**地域外との連携** これまで取組みが少なかった地域については、京都府や大学などと協力して「調査」、「保存・継承」を進めるとともに、地区公民館、地域会議、市民団体などと連携して「価値の共有・人材育成」を強化し、「公開・発信」の展開を模索します。大学や宮津市外の関連団体との連携により、新しい考え方や方法に触れるとともに、人的資源の不足を補うことが可能です。また、外部からの評価が、新たな魅力の掘り起しや活動のモチベーションにつながることを期待されます。

②**地域間交流の推進** 最後に、新たな取組みとして、地区ごとに実施するまち歩きなどの取組みを、複数の地区をまたいで合同で行い、地域間の交流の促進を図ります。他地区の歴史文化を学ぶとともに、お互いの活動を知ること、公民館、地域会議の活動の活性化に寄与すると考えられます。

## 2 基本方針に関わる施策方針

次に、4 つの基本方針に基づいて、文化財の保存・活用の施策方針を示します。

### (1) 地域の宝を、調べ、高める。(調査)

文化財の調査を進め、新しい価値の発見や再評価を行います。

- I-1 既存の調査事業を継続的に行い、新しい価値の掘り起こすことで、宮津市の歴史文化を高めていきます。

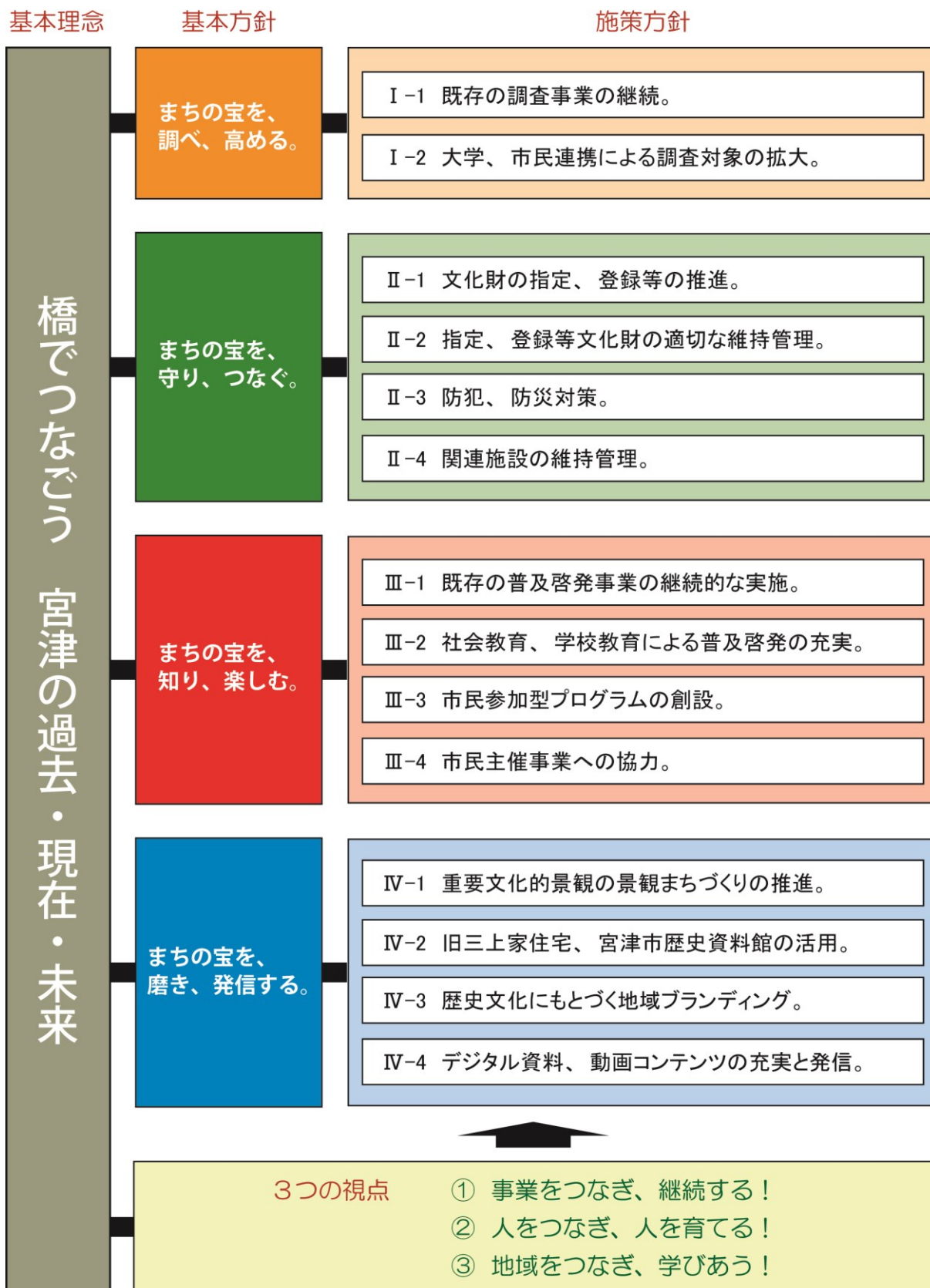


図 149 理念、方針、視点

I-2 京都府や大学、地区公民館、地域会議、市民団体などと連携して、調査の対象地域や分野を拡大します。

## (2) 地域の宝を、守り、つなぐ。(保存・継承)

所有者や地域住民と協力して、文化財を守り、未来につないでいきます。

- II-1 文化財の指定、登録等を推進します。
- II-2 指定、登録等文化財の適切な維持管理に取組みます。
- II-3 防災、防犯対策に取組みます。
- II-4 関連施設の維持管理を行います。

## (3) 地域の宝を、知り、楽しむ。(価値の共有・人材育成)

文化財の価値や魅力を知り、楽しみ、保存・活用の人材を育成します。

- III-1 既存の普及啓発事業を継続的に実施します。
- III-2 社会教育、学校教育と連携して、これまで取組みが少なかった地域や子供を対象とした事業を充実します。
- III-3 市民が文化財に触れる参加型プログラムを創設します。
- III-4 市民団体、大学等が実施する事業の企画協力などを積極的に行います。

## (4) 地域の宝を、磨き、発信する。(保存・継承および公開・発信)

文化財の魅力に磨きをかけ、まちづくりに生かします。

- IV-1 重要文化的景観の追加選定や景観まちづくりを推進し、町並みの保存と活用に取り組めます。
- IV-2 京都府立丹後郷土資料館や周辺の市町と連携して、旧三上家住宅、宮津市歴史資料館の利用・活用を促進します。
- IV-3 歴史文化に基づく地域ブランディング化を進め、情報発信や観光コンテンツへの活用を進めます。
- IV-4 資料のデジタル化や、文化財や祭礼などの動画コンテンツを充実し、情報発信を強化します

## 3 財源

事業の実施にあたっては、市費、府費、国費（文化財補助金、地方創生推進交付金等）、その他の民間資金も活用しながら、取組みを進めます。また、大学や有識者の研究費により調査を実施する場合があります。

## 4 実施主体

本地域計画では、実施主体を市民、所有者、学校等、有識者、行政の5つに区分して措置の策定を行います。各実施主体の具体的な内容は表20の通りです。なお、措置の推進体制や協業の仕組みについては第8章で述べます。

表 20 実施主体

市 民	連合自治会、地域会議、公民館および市民団体。商工会議所、観光協会など。
所有者	指定、登録等文化財および未指定文化財の所有者。
学校等	小学校、中学校、高等学校。
有識者	大学、高等専門学校および審議会、委員会等の委員。その他、各分野の専門家。
行 政	国、京都府、宮津市の関連部局。

## 5 実施期間と評価基準

本地域計画の計画期間は、令和 6 年度から 15 年度の 10 年間とします。第 7 次宮津市総合計画〔基本計画（前期）：R3～R7、基本計画（後期）：R8～R15〕、宮津市教育大綱・教育振興基本計画〔R3～R7〕の計画期間と整合性を勘案して、令和 6 年度から 7 年度を前期（2 年間）、令和 8 年度から 12 年度を中期（5 年間）、令和 13 年度から 15 年を後期（3 年間）とします。

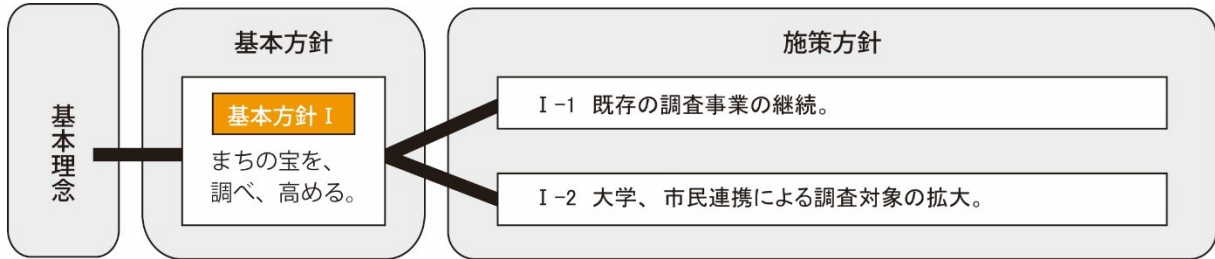
事業評価については、上位計画である「第 7 次宮津市総合計画」、「宮津市教育大綱・教育振興基本計画」に係る事業評価において、事業の進捗について検証、評価を行います。また、必要に応じて、宮津市文化財保存活用地域計画推進協議会にはかり、進捗管理と事業評価を行います。

## 第2節 文化財の保存・活用に関する措置

第1節の「歴史文化の保存・活用に関する方針」に基づいて、令和15年度までに実施する具体的な措置を、以下の通り提示します。

### 1 地域の宝を、調べ、高める。(調査)

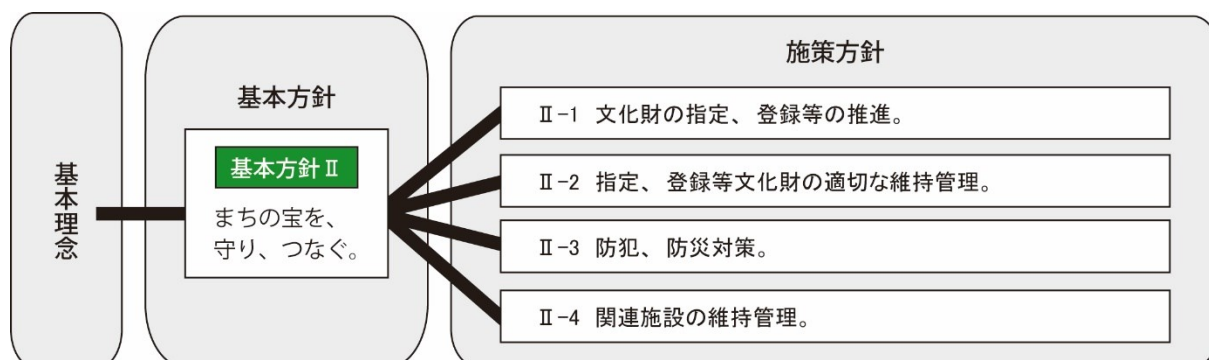
文化財の調査を進め、新しい価値の発見や再評価を行います。



施策方針	No.	事業	財源	実施主体					実施期間		
				市民	所有者	学校等	有識者	行政	前期	中期	後期
I-1	1	市内重要遺跡の発掘調査	国補助				○	◎			
		丹後府中遺跡群などの継続的な範囲内容確認調査を実施し、古代国府、中世守護所や雪舟「天橋立図」の解明を目指す。									
	2	市内遺跡の緊急調査	国補助 原因者		○			◎			
		開発に対応した工事立会、試掘調査、発掘調査を実施し、埋蔵文化財の記録保存を行う。									
3	歴史資料館所蔵資料の調査			○	○	○	◎	◎			
	歴史資料館所蔵資料および寄贈資料等の調査や目録作成。										
4	世界遺産登録推進に係る調査		府単費 市補助	◎			◎	◎			
	天橋立世界遺産登録推進会議が行う調査事業の補助および天橋立を世界遺産にする会による調査事業の実施。										
I-2	5	大学、市民団体などと協力した調査事業の推進		◎		○	◎	◎			
		京都府立大学地域貢献型特別研究（ACTR）をはじめ、大学、地元の研究グループ、市民団体等と連携協力して調査事業を推進。									

## 2 地域の宝を、守り、つなぐ。(保存・継承)

所有者や地域住民と協力して、文化財を守り、未来につないでいきます。



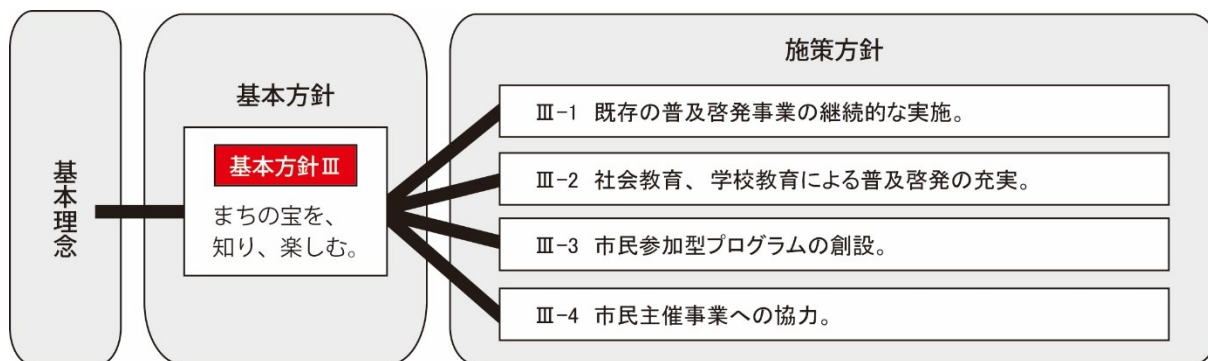
施策方針	No.	事業	財源	実施主体					実施期間		
				市民	所有者	学校等	有識者	行政	前期	中期	後期
II-1	6	文化財の指定	—		○		○	◎			
	国、府、市文化財の指定・登録・選定等の推進。										
7	7	資料の寄贈の受入れと管理	—		○			◎			
	情報収集および資料の寄贈、寄託に係る事務。										
II-2	8	現状変更の届出	—		◎			◎			
		国、府、市指定等文化財に係る現状変更の調整と事務。									
	9	埋蔵文化財包蔵地における開発の調整および届出			◎			◎			
		文化財保護法第93条、第94条に基づく埋蔵文化財包蔵地の開発に係る届出。									
	10	指定等文化財、未指定文化財の修理、整備、災害復興	国補助 府補助	◎	◎			◎			
		国、府、市指定等文化財や未指定文化財の修理、整備、災害復興等に係る調整および事務。									
	11	国指定文化財に係る保存計画作成の検討	国補助					○	◎		
		天橋立（特別名勝）、丹後国分寺跡、成相寺旧境内（史跡）に係る保存活用計画の作成について検討。									
	12	撥雲洞トンネルの環境美化							◎		
		国登録文化財・撥雲洞トンネルの管理および環境美化。									
13	上世屋オオフケ湿原の保全			○				◎			
	市指定天然記念物・上世屋大フケ湿原の環境保全事業。										

施策方針	No.	事業	財源	実施主体					実施期間		
				市民	所有者	学校等	有識者	行政	前期	中期	後期
II-2	14	犬の堂の管理		○				◎			
	犬の堂の管理および国有財産管理委託に係る事務。										
II-2	15	占有協議						◎			
	日置地区海岸保全地区および文珠地区海岸（能「丹後物狂」説明版）に係る占有協議。										
II-3	16	防災・防犯の周知と防災訓練の実施		◎	◎			◎			
	所有者等に防災、防犯の周知を図るとともに、防災訓練を実施。										
	17	火災報知器等の設置、点検		◎	◎			◎			
定期的な設備点検と、火災報知器等の設置、更新。											
II-3	18	災害発生時のマニュアルの整備、周知		◎	◎			◎			
	京都府の地域防災計画に基づき、災害時の対応マニュアルの整備、所有者等への周知を行う。										
II-4	19	宮津市歴史資料館、文化財事務所、資料収蔵施設の管理						◎			
	宮津市歴史資料館、文化財事務所、資料収蔵施設の管理と、収蔵資料の保管および資料調査、資料貸出への対応。										
II-4	20	寄贈図書の管理									
	寄贈図書の管理、保管。										



### 3 地域の宝を、知り、楽しむ。(価値の共有・人材育成)

文化財の価値や魅力を知り、楽しみ、保存・活用の人材を育成します。

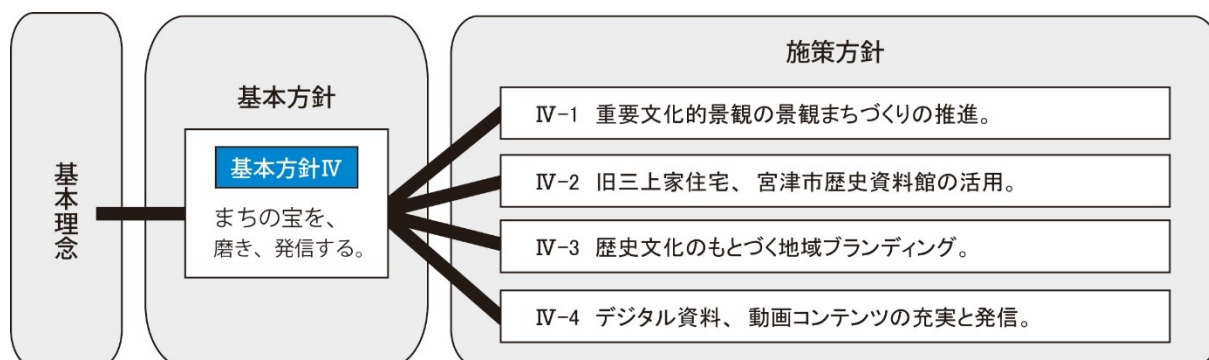


施策方針	No.	事業	財源	実施主体					実施期間		
				市民	所有者	学校等	有識者	行政	前期	中期	後期
Ⅲ-1	21	世界遺産に係る講演会、市民講座の実施	市補助	◎			○	◎			
		世界遺産の普及啓発に係る講演会、市民講座等の開催。									
	22	文化的景観に係わるフォーラム等の実施	国補助	○	○			◎			
		文化的景観の普及啓発に係るフォーラム等の開催。									
	23	景観まちづくりに係るフォーラム等の実施【都市住宅課】		◎			○	◎			
		地域協定等に基づく景観まちづくりに係るフォーラム等の開催。									
	24	市内遺跡発掘調査に係る地元説明会、学校見学会の実施	—			○		◎			
		市内遺跡の範囲内容確認調査や緊急調査に係る地元説明会、学校見学会の開催。									
		25	記念事業に係るシンポジウム等の実施		○				◎		
	宮津市等が実施する周年記念事業などに係るシンポジウム、講座などの開催。										
26	京都府文化財支援コーディネーター養成講座の実施	京都府	◎			○	◎				
	京都府が実施する京都府文化財支援コーディネーター養成講座の協力。										
Ⅲ-2	27	ふるさとみやづ学(大人版)の推進		◎			○	◎			
		各地域の市民が、地元の歴史文化をみつめ直す歴史講座の創設。公民館など社会教育事業として実施。									

施策方針	No.	事業	財源	実施主体					実施期間		
				市民	所有者	学校等	有識者	行政	前期	中期	後期
Ⅲ-2	28	ふるさとみやづ学(子供版)の推進				◎	○	◎			
		小中一貫教育を通じて、宮津や地域の歴史文化を学ぶ機会を創設する。学校教育事業として実施。									
Ⅲ-3	29	「市民が選ぶ文化財(仮称)」制度の創設と認定		◎			○	◎			
		市民が「宮津町家」や「市民文化財」など、地域の暮らしに密着した市民文化財を発掘する認定制度の創設。									
	30	子供学芸員の創設				○	○	◎			
子供自らが地域の歴史文化に触れ、調べ、伝えることができる社会教育プログラムの創設。											
Ⅲ-4	31	コミュニティ・スクールの支援		◎		◎		○			
		歴史文化を素材としたコミュニティ・スクールの取組みを支援。									
	32	市民団体、大学等と連携したシンポジウム、講座等の支援		◎			◎	○			
		市民団体、大学等と連携したシンポジウム、講座の支援および講師派遣。									
33	ガイド育成への協力【商工観光課】		◎			○	◎				
	観光ボランティアガイドの育成に係る講座等への協力および講師派遣。										

#### 4 地域の宝を、磨き、発信する。(保存・継承および公開・発信)

文化財の魅力に磨きをかけ、まちづくりに生かします。



施策方針	No.	事業	財源	実施主体					実施期間		
				市民	所有者	学校等	有識者	行政	前期	中期	後期
IV-1	34	重要文化的景観の追加選定	国補助	○	○		○	◎			
		宮津地区における重要文化的景観の追加選定と保存計画の作成。									
	35	重要文化的景観の整備事業	国補助		◎			◎			
		重要な構成要素に係る整備・修景事業。整備にあたっては事前調査を実施する。									
	36	重要文化的景観の整備計画策定	国補助		○		◎	◎			
		重要文化的景観の選定地区について整備計画の策定。									
	37	景観計画の検討【都市住宅課】	—					◎	◎		
		重要文化的景観の追加選定に向けた景観計画の変更と、景観重要建造物制度の検討。									
	38	街なみ環境整備事業の推進【都市住宅課】	国補助	◎	◎				◎		
		境界景観まちづくり協定の締結促進と、街なみ環境整備事業による修景事業の推進。									
39	建造物、町並みの保存・活用		○	◎				◎			
	大型建造物を中心とした国登録文化財の登録推進と、「地域のシンボル整備等補助金」活用の検討。										
40	歴史的建造物の空家対策【企画課】		○	◎				◎			
	空家となっている歴史的建造物の保存と活用。										

施策方針	No.	事業	財源	実施主体					実施期間		
				市民	所有者	学校等	有識者	行政	前期	中期	後期
IV-2	41	旧三上家住宅の整備と活用	国補助	◎				◎			
	重要文化財・旧三上家住宅の改修と、宮津地区の拠点施設としての整備と活用。										
	42	宮津市歴史資料館の再開に係る検討	府単費 市補助	◎				◎	◎		
	休館中の宮津市歴史資料館について、団体や学校などによる特別利用を促進するとともに再開について検討します。										
	43	公開施設の巡回ルートの構築		○					◎		
京都府立丹後郷土資料館を中心に、旧三上家住宅、宮津市歴史資料館や他市町の公開施設の巡回ルートを検討。											
44	『宮津市史』、宮津市歴史資料館 図録等の頒布、寄贈							◎			
『宮津市史』および宮津市歴史資料館刊行図録等の販売、寄贈。											
IV-3	45	日本遺産の活用推進		◎				◎			
	日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 ～北前船寄港地・船主集落～」を素材としたまちづくりの推進。										
	46	関連文化財群をもちいた活用事業の推進		◎				○	◎		
関連文化財群をもちいた宮津市の歴史文化の物語の発信や観光コンテンツへの活用。											
47	サブ・ストーリーの設定と活用事業の推進		◎				○	◎			
関連文化財群に限られない宮津市の歴史文化の物語をサブ・ストーリーとして設定し、発信や観光コンテンツへの活用。											
IV-4	48	文化財パンフレット、刊行物の充実【商工観光課、企画課】		◎				◎			
	国指定等文化財を中心としたパンフレット等の作成。また、既存刊行物の定期的な再版と活用を検討。										
	49	文化財説明看板の設置		○					◎		
文化財説明看板の計画的な設置・更新。											
50	宮津市歴史資料館所蔵資料のデジタル化と活用							◎			
宮津市歴史資料館等が所蔵する写真、動画、マイクロフィルム資料のデジタル化と活用。											

施策方針	No.	事業	財源	実施主体					実施期間		
				市民	所有者	学校等	有識者	行政	前期	中期	後期
IV-4	51	Web による文化財情報の発信 【企画課】						◎			
		宮津市 HP における文化財関連情報、検索コンテンツの充実と、文化財に関連する HP のプラットフォームの構築。									
	52	宮津城下町のデジタルマップの作成と Web 発信		◎				○	◎		
		古地図と現在の地図を見比べながらまちなかを散策できるデジタルマップの作成と運用。									
	53	動画による文化財アーカイブの作成と公開				○			◎		
		文化財のアーカイブや、その魅力を紹介する動画コンテンツの作成。									
	54	祭礼など無形文化財の動画記録の作成			○			○	◎		
		祭礼などの動画記録を作成し伝承を図るとともに、その魅力を発信する。									

### 第3節 関連文化財群と重点プロジェクト

#### 1 重点プロジェクトの考え方

8つの関連文化財群に基づいて、4つの重点プロジェクトを提示します。関連文化財群と重点プロジェクトの関係は表21のとおりです。関連文化財群は、歴史文化にもとづく地域ブランディングを進める上で有効なものと考えられ、宮津市の歴史文化の特徴を物語としてとらえることで、地域学習や観光コンテンツの構築、情報発信などの場面で活用が可能です。

「重点プロジェクト① 天橋立の保全と継承」、「重点プロジェクト② 宮津地区における町並みの保存と活用」は、関連文化財群（1）から（5）を対象とするものです。これまで取組みが充実していた府中地区、吉津地区（文珠）、宮津地区が対象地区となります。地域の魅力をさらに磨き上げるとともに、3つの戦略を意識して事業の効率的な展開を目指します。

「重点プロジェクト③ デジタル技術をもちいた情報発信」は、全ての関連文化財群を対象とするものです。これまで宮津市では、デジタル技術をもちいた情報発信が遅れており、その強化を図っていきます。最後に、「重点プロジェクト④ 文化財に保存・活用を担う人材育成」は、全ての関連文化財群を対象とするものです。特に、これまで取組みが少なかった地区について「ふるさとみやづ学」など社会教育や学校教育を通じて、地域学習の機会を増やしていきます。なお、事業の実施に当たっては、地域の実情に沿って過度な負担ならないように目標を設定し、持続可能な取組みとしていくことも重要です。

表21 関連文化財群と重点プロジェクト

		主な対象地区	重点プロジェクト			
			1 天橋立の保全と継承	2 宮津地区の町並み	3 デジタル発信	4 人材育成
関連文化財群	(1) 和泉式部が和歌に詠んだ丹後国府と天橋立	府中	◎		◎	○
	(2) 雪舟や足利義満を魅了した中世の宗教世界	天橋立、府中 吉津（文珠）	◎		◎	○
	(3) 細川親子が基礎を築いた城下町と近代宮津	宮津、		◎	◎	○
	(4) 霊場・名所・近代観光 ー天橋立の往来ー	天橋立、府中 吉津（文珠）、宮津	◎	◎	◎	○
	(5) 日本海交易と北前船	宮津、由良		○	◎	◎
	(6) 暮らしの中の天橋立	天橋立	◎		◎	○
	(7) 海の京都 ー日本海を舞台として生活文化ー	養老、栗田			◎	◎
	(8) 棚田と藤織りの里	日ヶ谷、世屋			◎	◎

## 2 重点プロジェクトに関する措置（再掲）

### 重点プロジェクト① 天橋立の保全と継承

#### （1）対象となる関連文化財群と方針

- 対象：（1）和泉式部が和歌に詠んだ丹後国府と天橋立  
（2）雪舟や足利義満を魅了した中世の宗教世界  
（4）霊場・名所・近代観光  
（6）暮らしの中の天橋立

京都府が設置する天橋立世界遺産登録推進会議において OUV に関する調査事業が行われています。宮津市では天橋立との周辺の歴史文化の価値を高めるとともに、天橋立を世界遺産にする会と連携して、天橋立の保全につながる普及啓発事業や、魅力や取組みの発信に力を入れていきます（表 22）。

#### （2）重点プロジェクトの概要

①天橋立を世界遺産にする会の支援 平成 20 年に宮津市、伊根町、与謝野町の市民団体によって設立され、天橋立の素晴らしさを見直し、深く学ぶとともに、その魅力を広く発信する活用を続けています。

京都府、府中観光会などと共催で、世界遺産や雪舟「天橋立図」をテーマにした講演会、フォーラムを開催し、天橋立の価値や魅力の深掘りを行っています。令和 2 年度からは、天橋立世界遺産登録可能性検討委員会が刊行した『「天橋立学」への招待』の成果を広く発信する目的で、京都市内にある京都府立京都学・歴史館を会場として天橋立世界遺産講座を開催し、新しい天橋立ファンの獲得を目指しています。今後、国内外を問わず、世界遺産や砂州・松林の保全など、同様の取組みを行う地域と交流を深め、事業の充実を図ります。

②丹後府中遺跡群の発掘調査 府中地区は、古代国府や中世守護所の有力な候補地とされ、中世府中の繁栄は雪舟「天橋立図」に描かれています。ただし、古代国府や中世守護所、絵画に描かれた社寺などの所在地は確定されておらず、考古学的な調査により古代都市、中世都市の実態を解明することで天橋立周辺の歴史文化の価値を高めていきます。

こうした調査は、文化財の保存・活用を推進する基礎作業であるとともに、天橋立の世界遺産登録に向けた取組みや、ふるさとみやづ学、子供学芸員の創設などに資するものです。とりわけ府中をよくする地域会議では、雪舟「天橋立図」をテーマとしたまちづくりに取り組んでおり、こうした市民団体の活動を後押しするものと考えます。

③重要文化的景観の整備事業 天橋立および府中地区、吉津地区（文珠）において重要な構成要素の整備事業を進めます。地域が育んできた歴史文化の継承を図るとともに、すばらしい景観の形成を通じて、地域への誇りの醸成や地域ブランドの向上に資すると考えます。また、重要文化的景観「宮津天橋立の文化的景観」は天橋立をめぐる参詣や近代観光をテーマとすることから、整備事業の推進は、交通施設、旅館、商店など観光資源の向上にもつながることが期待されます。

#### （3）サイクルの連環（表 23）

天橋立および府中地区、吉津地区（文珠）は「調査」、「保存・継承」、「価値の共有・人材育成」の連環した取組みが行われ、「公開・発信」についてもパンフレットなどが充実した地

域です。これまで行われてきた普及啓発事業をもとに、ふるさとみやづ学（No.27・28）、子供学芸員（No.30）の構築を図るとともに、Webを活用した情報発信を強化します（No.51）。

表 22 重点プロジェクトに係る文化財の保存・活用に関する措置（再掲）

方針	No.	事業名	実施期間		
			前期	中期	後期
I 地域の宝を、調べ、高める。					
I-1	1	市内重要遺跡の発掘調査			
	4	世界遺産登録推進に係る調査			
II 地域の宝を、守り、つなぐ。					
II-2	8	現状変更の届出			
	10	指定等文化財、未指定文化財の修理、整備、災害復興			
	11	国指定等文化財に係る計画作成の検討			
III 地域の宝を、知り、楽しむ。					
III-1	21	世界遺産に係る講演会、市民講座の実施			
	22	文化的景観に係わるフォーラム等の実施			
	24	市内遺跡発掘調査に係る地元説明会、学校見学会実施			
	25	記念事業に係るシンポジウム等の実施			
III-2	27	ふるさとみやづ学（大人版）の推進			
	28	ふるさとみやづ学（子供版）の推進			
III-3	30	子供学芸員の創設			
III-4	31	コミュニティ・スクールの支援			
	32	市民団体、大学等と連携したシンポジウム、講演等の支援			
IV 地域の宝を、磨き、発信する。					
IV-1	35	重要文化的景観の整備事業			
	36	重要文化的景観の整備計画の策定			
	38	街なみ環境整備事業の推進【都市住宅課】			
IV-3	48	文化財パンフレット、刊行物の充実【商工観光課、企画課】			
	49	文化財説明看板の設置			
	50	宮津市歴史資料館所蔵資料のデジタル化と活用			
	51	Webによる文化財情報の発信			

表 23 サイクルの連環

	調査	保存・継承	価値の共有・人材育成	公開・発信
(1) 世界遺産	4 世界遺産調査	8 現状変更 11 史跡計画作成検討 36 文景整備計画	21 講演会、講座 27・28 ふるさと宮津学 30 子供学芸員	48 パンフレット 49 説明看板 50 デジタル化 51 Web 発信
(2) 発掘調査	1 発掘調査	8 現状変更 10 史跡災害復旧など 11 史跡計画作成検討	24 説明会、学校見学会 27・28 ふるさと宮津学 30 子供学芸員	
(3) 文化的景観	35 整備事前調査	8 現状変更 35 整備事業 36 文景整備計画	22 フォーラム 27・28 ふるさと宮津学 30 子供学芸員	



## 重点プロジェクト② 宮津地区における町並みの保存と活用

### (1) 対象となる関連文化財群と方針

- 対象：(3) 細川親子が基礎を築いた城下町と近代宮津  
 (4) 霊場・名所・近代観光  
 (5) 日本海交易と北前船

近世城下町の風情を残す景観について都市計画部局などと協力し、歴史的建造物や町並みの保存と活用を図ります(表 24)。

### (2) 重点プロジェクトの概要

①重要文化的景観と景観まちづくり 重要文化的景観「宮津天橋立の文化的景観」として、宮津地区の追加選定を進め、重要な構成要素の整備事業を行います。また、宮津市景観条例に基づいて界限景観まちづくり協定の締結を進め、町並みの保存と活用を図ります。特に、宮津地区には、近世から近代にわたる社寺、商家、近代建築、交通施設などの歴史的建造物や多くの町家が残されており、その保存と活用には建物の規模や性格、現状などに応じて細やかな措置が必要です。

②旧三上家住宅の保存と活用 公開施設である旧三上家住宅(重要文化財)の保存整備を図るとともに、宮津城下町や日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 ～北前船寄港地・船主集落～」を発信する拠点施設として、観光部局や指定管理者と連携して活用を促進します。

### (3) サイクルの連環(表 25)

宮津地区は「調査」、「保存・継承」、「価値の共有・人材育成」の連環した取組みが行われ、「公開・発信」においてもパンフレットなどが比較的充実した地域です。これまで行われてきた普及啓発事業をもとに、ふるさとみやづ学(No.27・28)、子供学芸員(No.30)の構築を図るとともに、宮津城下町のデジタルマップの作成など Web を活用した情報発信を強化します(No.50・51)。また、旧三上家住宅や宮津市歴史資料館など、宮津地区の魅力を紹介する公開施設の充実も重要です(No.41・42)。

表 24 重点プロジェクトに係る文化財の保存・活用に関する措置(再掲)

方針	No.	事業名	実施期間		
			前期	中期	後期
I 地域の宝を、調べ、高める。					
I-2	5	大学、市民団体などと協力した調査事業の推進			
II 地域の宝を、守り、つなぐ。					
II-2	10	指定等文化財、未指定文化財の修理、整備、災害復旧			
III 地域の宝を、知り、楽しむ。					
III-1	22	文化的景観に係わるフォーラム等の実施			
	23	景観まちづくりに係るフォーラム等の実施			
	26	京都府文化財支援コーディネーター養成講座の実施			
III-2	27	ふるさとみやづ学(大人版)の推進			
	28	ふるさとみやづ学(子供版)の推進			

Ⅲ-3	29	「市民が選ぶ文化財」制度の創設と認定			
	30	子供学芸員の創設			
IV 地域の宝を、磨き、発信する。					
IV-1	34	重要文化的景観の追加選定			
	35	重要文化的景観の整備事業			
	36	重要文化的景観の整備計画の策定			
	37	景観計画の検討【都市住宅課】			
	38	街なみ環境整備事業の推進【都市住宅課】			
	39	建造物、町並みの保存・活用			
IV-2	40	歴史的建造物の空家対策【企画課】			
	41	旧三上家住宅の整備と活用			
IV-2	42	宮津市歴史資料館の再開に係る検討			
IV-3	47	サブ・ストーリーの設定と活用事業の推進			
IV-4	50	宮津市歴史資料館所蔵資料のデジタル化と活用			
	51	Webによる文化財情報の発信			
	52	宮津城下町のデジタルマップの作成と Web 発信			

表 25 サイクルの連環

調査	保存・継承	価値の共有・人材育成	公開・発信
5 調査事業	34 文景追加選定	22 文景フォーラム	41 旧三上家住宅
	35 文景整備事業	23 景観まちづくりフォーラム	
34 整備計画	37 景観計画	26 コーディネーター養成講座	47 サブ・ストーリー
	38 街なみ環境整備事業	27・28 ふるさと宮津学	50 デジタル化
	39 建造物、町並みの保存・活用	29 「市民が選ぶ文化財」制度	50 Web 発信
		30 子供学芸員	52 デジタルマップ

## 重点プロジェクト③ デジタル技術をもちいた情報発信

### (1) 対象となる関連文化財群と方針

対象：全て

これまで宮津市では、デジタル技術をもちいた情報発信が遅れていたため、以下の措置を重点事業として実施します（表 26）。

### (2) 重点プロジェクトの概要

①宮津城下町のデジタルマップの構築 重点事業とした「宮津地区における町並みの保存と活用」と関連する事業です。近世の城下町を基盤とする宮津地区は、近世の町割りや屋敷割りを良く残していることから、古地図と現在の地図を重ねて楽しめる「オーバーレイマップ形式」のデジタルマップを作成し Web などで公開します。

マップには社寺、商家、旅館、近代建築などの歴史的建造物や、地下に眠る宮津城跡、旧三上家住宅などの公開施設について位置や情報を表示するとともに、町家などを活用した商業施設をはじめ、旅館、商店、飲食店などに協力を募り観光にも利用できる内容を目指します。なお、Web 公開にあたっては、ランニングコストの確保について検討が必要です。

②文化財総合 Web サイト、検索システムの構築 宮津市の文化財の保存・活用全般に関連する事業です。指定・登録等文化財の紹介や検索機能をもつ Web コンテンツの充実に取り組めます。また、宮津市 HP で公開する「みやづ歴史紀行」や宮津市公式 YouTube チャンネル「文化×観光映像 2022」、府中をよくする地域会議が作成した「雪舟「天橋立図」を旅する」などのホームページ、関連する公開施設のホームページなどとリンクさせ、宮津市の歴史文化や文化財の情報が集積するプラットホームを目指します。

表 26 重点プロジェクトに係る文化財の保存・活用に関する措置（再掲）

方針	No.	事業名	実施期間		
			前期	中期	後期
I 地域の宝を、調べ、高める。					
I-2	5	大学、市民団体などと協力した調査事業の推進			
IV 地域の宝を、磨き、発信する。					
IV-3	50	宮津市歴史資料館所蔵資料のデジタル化と活用			
	51	Web による文化財情報の発信			
	52	宮津城下町のデジタルマップの作成と Web 発信			

## 重点プロジェクト④ 文化財に保存・活用を担う人材育成

### (1) 対象となる関連文化財群と方針

対象：全て

将来の文化財の保存・活用を担う人材育成に力を入れて取り組みます（表 27）。既存の事業にくわえて、以下の 4 つの事業を推進します。

### (2) 重点プロジェクトの概要

①ふるさとみやづ学（大人版） 公民館などの社会教育を通じて、各地区の歴史文化を学ぶ機会を作ります。特に、これまで取り組みが少なかった地域を中心に事業を行い、「調査」、「保存・継承」の段階を促進するとともに、サブ・ストーリーや新たな関連文化財群の設定に結びつくことが期待されます。

②ふるさとみやづ学（子供版） 小学校、中学校の学校教育において地域学習を充実し、ふるさとへの理解を深め、地域の魅力を発信できる子供を育てます。地域の特徴に基づき、自然、生活、歴史などの学習を学年に応じて発展させる取り組みを目指します。

③子供学芸員の創設 社会教育において、夏休み期間などに地域について興味をもち深く学ぶ機会を創出し、自主的に調べ、考え、発信する力を高めます。公開施設である旧三上家住宅や宮津市歴史資料館の活用と発信にもつなげていきます。

④ガイド育成の協力 観光ガイドの育成を支援し、宮津市の歴史文化の魅力を深く学び、それを発信できる人材を育成します。

表 27 重点プロジェクトに係る文化財の保存・活用に関する措置（再掲）

方針	No.	事業名	実施期間		
			前期	中期	後期
I 地域の宝を、調べ、高める。					
I-2	5	大学、市民団体などと協力した調査事業の推進			
II 地域の宝を、守り、つなぐ。					
II-3	16	防災訓練の実施			
III 地域の宝を、知り、楽しむ。					
III-1	21	世界遺産に係る講演会、市民講座の実施			
	22	文化的景観に係わるフォーラム等の実施			
	24	市内遺跡発掘調査に係る地元説明会、学校見学会実施			
	25	記念事業に係るシンポジウム等の実施			
	26	京都府文化財支援コーディネーター養成講座の実施			
III-2	27	ふるさとみやづ学（大人版）の推進			
	28	ふるさとみやづ学（子供版）の推進			
III-3	30	子供学芸員の創設			
III-4	31	コミュニティ・スクールの支援			
	32	市民団体、大学等と連携したシンポジウム、講演等の支援			
	33	ガイド育成への協力【商工観光課】			

## 第 8 章 推進体制

### 第 1 節 推進体制に関する現状

#### 1 行政

文化財の保存・活用に関連する行政機関は表 28 のとおりです。宮津市では教育委員会が文化財行政を所管し、景観行政、観光振興、世界文化遺産登録の推進など、京都府、宮津市の関連部局と連携して事業を推進しています。また、行政が設置する審議会、委員会等は表 29 のとおりです。

表 28 行政機関

	組織	所管
宮津市	宮津市教育委員会事務局 社会教育課 〔文化財担当 : 3 名 / 考古学 2 名、文献史 1 名〕	社会教育、公民館、コミュニティ・スクール。 文化財保護および世界遺産登録の推進。
	宮津市教育委員会事務局 学校教育課	学校教育。
	宮津市総務部総務課 情報推進係	自治連合協議会、自治会。
	宮津市総務部消防防災課	防災。
	宮津市企画財政部企画課 企画政策係	総合調整および文化政策室、世界遺産登録の推進。
	宮津市企画財政部企画課 移住定住・魅力発信係	空家対策。地域会議。 広報および情報発信。
	宮津市市民環境部市民環境課 環境衛生係	阿蘇海の環境美化。
	宮津市産業経済部商工観光課 観光係	観光および京都宮津湾・伊根湾クラブ。
	宮津市建設部都市住宅課 都市計画係	都市計画および景観計画。
	宮津市建設部土木管理課 土木係	土木事業。
京都府	京都府教育庁指導部文化財保護課	文化財保護。
	京都府文化スポーツ部 文化政策室	文化政策および世界遺産登録の推進。 未指定文化財の保存・活用。
	京都府建設交通部 都市計画課	都市計画、景観行政。
	京都府丹後広域振興局	京都府北部の地域振興。
	京都府丹後土木事務所	都市公園天橋立の管理、天橋立のサンドバイパス、 丹後天橋立大江山国定公園、景観まちづくり。

京都府 (つづき)	京都府丹後教育局	学校教育、社会教育。
	京都府立京都学・歴史館	京都府関係資料の収集、保存、公開。
	京都府立丹後郷土資料館	京都府北部における文化財の調査、公開・展示。
	京都府埋蔵文化財調査研究センター	埋蔵文化財の調査・研究、公開、普及啓発。

表 29 審議会、委員会等

	名称	内容	事務局
宮津市	宮津市文化財保護審議会	宮津市指定文化財の指定。	社会教育課
	丹後府中遺跡群発掘調査委員会	市内遺跡発掘調査事業に関する指導。	社会教育課
	宮津市文化的景観検討委員会	文化的景観保護推進事業に関する指導。	社会教育課
	宮津市公民館運営審議会	公民館の運営に関する事。	社会教育課
	宮津市校園長会	幼稚園、小学校、中学校の園長、校長で組織。	学校教育課
	宮津市都市計画審議会	都市計画に関する事。	都市住宅課
	宮津市景観審議会	景観まちづくりに関する事。宮津市景観デザイン委員会を設置。	都市住宅課
京都府	京都府文化財保護審議会	京都府指定等文化財の指定等や、文化財の保存及び活用に関する事。	文化財保護課
	京都府文化財保護指導員	京都府指定等文化財の管理状況などを巡視。	文化財保護課
	京都文化財防災対策連絡会	京都府、京都市、関連機関により構成され、文化財防災の情報共有等。	文化財保護課
	天橋立世界遺産登録推進会議	天橋立の世界文化遺産登録に関する事。 OUVの検討のため専門委員会を設置。	文化政策室
	京都府ミュージアムフォーラム	京都府内のミュージアム連携を目的としたネットワーク。	文化政策室
	天橋立公園松林景観保全委員会	天橋立公園の松林管理に関する事。	丹後土木事務所
	両丹ミュージアム連絡協議会	中丹、丹後の博物館施設で構成。事業等の情報共有。	丹後郷土資料館

## 2 市民団体、民間団体

文化財の保存・活用に関連する主要な市民団体、民間団体は表 30・31 のとおりです。

表 30 主要な市民団体、民間団体

組織	活動
宮津商工会議所	まちづくりに係る実行委員会や宮津遺産を運営。
一般社団法人 宮津青年会議所	天橋立わくわくキッズガイドなどを実施。
一般社団法人 京都府北部地域連携都市振興社 (海の京都 DMO)	京都府北部における観光まちづくりのネットワーク強化。
一般社団法人 京都府北部地域連携都市振興社 (海の京都 DMO) 天橋立本部 (天橋立観光協会)	天橋立観光協会。ガイドツアーなどを実施。
京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会	京都府北部の 7 市町で設置。それぞれの市町の強みを活かした役割分担と機能強化を図り、京都府北部の活性化を図る。
宮津市自治連合協議会	市内の自治連合会長、連合自治会長、自治協議会長で組織される協議会。
宮津市文化団体協議会	文化団体で構成される協議会。
宮津市景観形成協議会	景観形成に係る市民団体で組織される協議会。
宮津市エコツーリズム推進協議会	平成 20 年設立。宮津世屋エコツーリズムガイドの会、天橋立エコツーリズムガイドの会、上宮津・杉山ガイド部会などで構成され、ネイチャーガイドを実施。
宮津市 PTA 協議会	小学校、中学校の PTA で組織される協議会。
宮津市公民館連絡協議会	市内の公民館で組織される協議会。
宮津市学校運営協議会	コミュニティ・スクールを推進。
宮津市地域女性の会	宮津市の婦人会組織。
京都府文化財所有者等連絡協議会	文化財の保存、活用、修理防災等の指導、助言。
天橋立を守る会	昭和 40 年設立。天橋立の環境保全や普及啓発を展開。
天橋立を世界遺産にする会	平成 20 年設立。天橋立の世界遺産登録にむけた活動。
京都宮津湾・伊根湾クラブ	「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟により設立。
クロスワークセンターMIYAZU	ワーケーションの推進。都市と宮津の交流拠点。
一般社団法人 MITEMI	地域の魅力発信、シティープロモーション、クリエイターの育成。
NEW WeAVE NEW TANGO	地元クリエイターの連携による商品開発や市外への展開。
株式会社 宮津町家再生ネットワーク	「NAGAYA CAFÉ 桜山」を拠点として、町家、空家を活かしたまちづくりのコーディネートや、移住、起業などの相談、建築の設計、施行を行う。

表 31 各地域の主要な市民団体、民間団体、学校

	連合自治会	地域会議	公民館	市民団体など	学校	
					小学校	中学校
日ヶ谷	宮津市日ヶ谷地区自治連合会	日ヶ谷地域会議	日ヶ谷地区公民館		養老小学校	橋立中学校
養老	養老自治協議会	養老地域会議	養老地区公民館	NPO 地球デザインスクール		
日置	日置地区自治連合会	日置地域会議	日置地区公民館		日置小学校	
世屋	世屋自治会連合協議会	ふるさと会議世屋	世屋地区公民館	NPO 里山ネットワーク世屋 丹後藤織り保存会 ドチャック会議		
府中	宮津市府中地区連合自治会	府中をよくする地域会議	府中地区公民館	天橋立府中観光会 大垣自治会界限景観特別委員会 溝尻まちづくり協議会	府中小学校	
吉津	吉津地区自治協議会	吉津げんき会	吉津地区公民館	天橋立文珠繁栄会 文珠まちづくり委員会	吉津小学校	吉津中学校
宮津	宮津中部地区 宮津西部地区 宮津東部地区 宮津城南部地区 宮津城東部地区自治連合協議会	宮津西部地区地域会議 宮津中部地区地域会議 東部地区づくり会議 城南部地域会議 城東部地域会議	中央公民館	宮津観光ピント会 NPO 天橋作事組 NPO 宮津町衆の会 宮津おどり振興会 宮津観光アテンダントまちなか 案内人の会 Cryptmeria-book	宮津小学校	宮津中学校
上宮津	上宮津地区自治連合会	上宮津地域会議	上宮津地区公民館	時の響き実行委員会		
栗田	栗田地区自治連合会	栗田地域会議	栗田地区公民館	くんだ歴史同好会	栗田小学校	栗田中学校
由良	由良自治連合会	由良をよくする地域会議	由良地区公民館	由良の歴史を探る会		



### 3 大学、専門学校

宮津市が連携協定などを結ぶ大学、専門学校は表 32 のとおりです。調査研究や体験プログラムの提案などを行っており、京都府立大学、学校法人大和学園はクロスワークセンターにサテライトオフィスを構えます。また、教育委員会では京都府立大学地域貢献型特別研究（ACTR）などにより調査事業を実施しています〔参考資料 4〕。

表 32 連携協定などを結ぶ大学、専門学校

学校名	協定等	活動
京都府立大学	2006年12月 包括連携協定を締結	地域貢献型特別研究（ACTR）などで調査研究を実施。
学校法人 大和学園	2009年9月 包括連携協定を締結	観光、料理、食育等の分野で、観光振興や人材育成の取組みを推進。
京都産業大学	2014年3月 包括連携協定を締結	府中地区の観光まちづくりデザイン（地域資源の掘り起しと観光体験プログラムの提案）を実施。
立命館大学	2014年3月 包括連携協定を締結	日ヶ谷地区において無農薬、有機米栽培を実施。
京都大学		2016年より大学・地域連携プロジェクトとして、地域資源の活用と発信に向けた協業事業や、日置コミュニティ活性化事業などを実施。
福知山公立大学	2019年1月 包括連携協定を締結	地域の人材育成や定着、地域振興・情報化、地域経済の発展、観光振興、保健医療福祉の向上などにおいて連携した取組みを推進。

## 第2節 推進体制と措置

### 1 課題と方針

宮津市では、昭和56年に文化財担当職員が採用され、教育委員会において文化財行政を行ってきました。特別名勝・天橋立をはじめ多くの文化財を擁することから、日常的な管理に加えて、今後も継続的な修理、整備、修景等の実施が必要であり、世代交代にともなう調査成果や蓄積されたノウハウの継承が課題です。

また、「事業をつなぎ、継続する!」、「人をつなぎ、人を育てる!」、「地域をつなぎ、学びあう!」という3つの視点に基づいて、文化財の所有者と行政、市民団体、大学等をつなぐプラットフォームを構築し、情報共有や事業の実施を推進することが重要です。

### 2 推進体制

文化財の所有者、行政の関連部局の連携を図るとともに、「宮津市文化財保存活用計画策定協議会」を母体として「宮津市文化財保存活用計画推進協議会(仮)」を創設し(図150)、文化財の保存・活用に係る情報共有や事業の企画調整、進捗状況の確認等を行い、効率的かつ効果的な事業の推進を目指します。

### 3 推進体制に関する措置

推進体制に関する措置は下記のとおりです。

施策方針	No.	事業	財源	実施主体					実施期間		
				市民	所有者	学校等	有識者	行政	前期	中期	後期
	55	宮津市文化財保存活用計画推進協議会(仮)の開催		◎		○	○	◎			
		「宮津市文化財保存活用計画」に係る文化財の保存・活用について、情報共有や事業の企画調整、進捗状況の確認等を行う。									

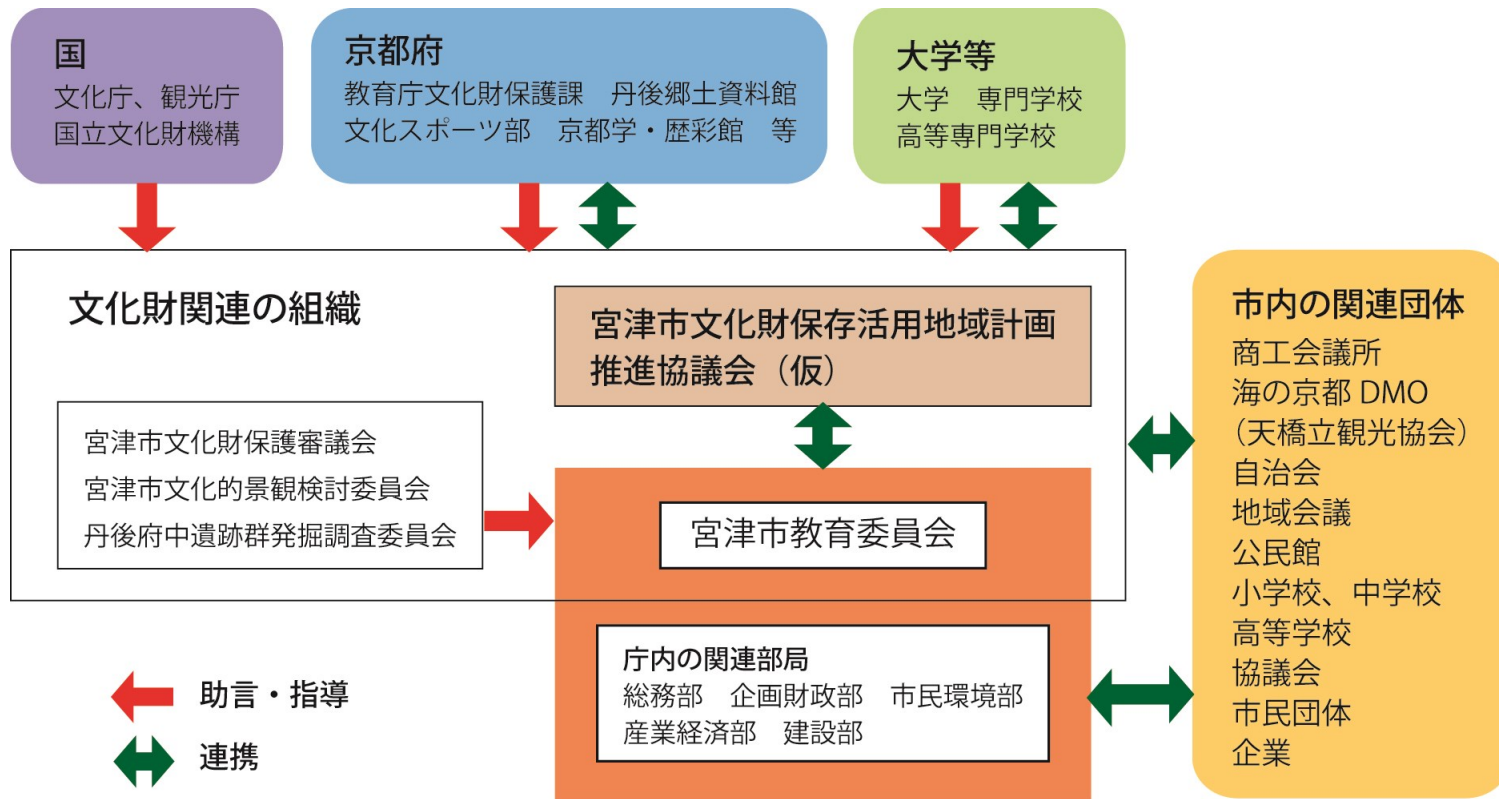


図 150 「宮津市文化財保存活用地域計画」の推進体制